

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

近畿支部報

近畿支部報

第八十号

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
Kinki Branch Report
Vol.80 2023 8

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会近畿支部



みなと元町駅（神戸市中央区）

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会近畿支部

表紙写真について

レンガ造りの重厚な外観（2面のみが保存）です。これは明治41年に建てられた旧第一銀行神戸支店で東京駅と同じく辰野金吾氏の設計です。近代化産業遺産に認定されています。

近畿支部報第 80 号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

賛 助 広 告 一 覧 表

株 式 会 社 ア イ テ ク ノ
株 式 会 社 エ ン タ コ ン サ ル タ ン ト
大 阪 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
キ タ イ 設 計 株 式 会 社
株 式 会 社 公 共 補 償 設 計
株 式 会 社 ケ ン セ イ
株 式 会 社 三 輝 設 計 事 務 所
株 式 会 社 産 業 工 学 研 究 所
株 式 会 社 サ ン コ ム
株 式 会 社 三 和 綜 合 コ ン サ ル
株 式 会 社 西 播 設 計
正 和 設 計 株 式 会 社
テ ク ノ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
内 外 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
株 式 会 社 N I S S O 大 阪 支 店
株 式 会 社 播 磨 設 計 コ ン サ ル タ ン ト
阪 高 プ ロ ジ ェ ク ト サ ポ ー ト 株 式 会 社
株 式 会 社 平 和 I T C
株 式 会 社 フ ァ ノ バ

(五十音順)

CONTENTS

近畿支部報
Vol.80 2023.8

●賛助広告一覧表

●近畿支部標準補償算定システムのご案内

●特集 第47回通常総会

「令和5年度 近畿支部第47回通常総会」を開催

来賓挨拶 国土交通省 近畿地方整備局 用地部長	池田 亨	1
協会会長挨拶		3

(一社)日本補償コンサルタント協会 副会長	賢木 新悦	4
-----------------------	-------	---

支部長挨拶

(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部 支部長	中村 雄一	5
----------------------------	-------	---

●講演会・講習会・研修会の報告

◆「京都地下に眠る千年の水脈」 関西大学教授	楠見 晴重	7
------------------------	-------	---

◆令和4年度 独禁法講習会

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	江村 玲奈	23
------------------------------	-------	----

◆令和4年度 第3回実務研修会

用地補償従事者のための消費税

・インボイス制度について

・消費税調査 Q & A

有限会社 タクザス・田原明税理士事務所

税理士 田原 明	25
----------	----

◆令和5年度 第1回実務研修会

1. 最近の情勢について：

近畿地方整備局 用地部

用地補償・土地調整管理官 上枝 新治

2. 令和5年度 業務発注について：

近畿地方整備局 用地部

用地企画課 課長補佐 堀田 徹也

3. 令和5年度 補償基準の改正について：

近畿地方整備局 用地部

用地補償課 補償基準係長 長縄 和樹

4. 令和5年度 近畿用対連補償算定標準書について：

近畿地方整備局 用地部

用地補償課 課長補佐 林 広志

●親睦委員会便り 令和5年度上期編

近畿支部 親睦委員会 委員長	永井 晴夫	41
----------------	-------	----

委員 今中 康生

委員 山本 俊之

●支部だより	45
--------	----

●会員の動向	53
--------	----

●会員名簿	55
-------	----

●編集後記	60
-------	----

JCC近畿支部標準補償算定システム

Windows11動作確認済み！全国仕様の規定様式にも対応！

**建物（木造・非木造）・工作物・立木・動産・移転雑費・仮住居など
補償算定の一貫システムなので、テレワーク利用にも最適！**

Excelで作成した立木調査データの取込機能を追加 *New!*

当近畿支部では「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員の統一ソフトによる運用を推奨しております。官公庁様に対しましては、このシステムを使用した成果品仕様の採用、及び再算定業務などのデータ利用についての要望活動を行い、ご理解を頂いております。益々、複雑化する補償金算定業務について、違算を防止するためにも是非活用をご検討ください。

システムの主な特徴

あらゆる物件の算定が可能です！

- ◆特に、建物算定では精度向上と**スピードアップ**が期待できます！
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で**手間いらず**！
- ◆面倒な廃材処理も、建物・代価表・工作物も含めて**各起業者仕様**で詳細に集計！
- ◆補償算定の一連はもちろん、業務に合わせて**部分使いが可能**なシステムです。
- ◆受注業務・所有者単位でデータを管理し、受け渡しはそのまま**メール送信**が可能！
- ◆図面は**SXF・DXF**に読み書き対応、帳票は**Excel**に変換可能！
- ◆**ネット認証の使用ライセンス方式**を採用！インストール台数には制限なし！
- ◆社内でも算定仕様の標準化とデータの一元管理ができ、**管理者不要**です。
- ◆基準・単価変更でも社内でのメンテ作業は**手間いらず**。**人件費も経済的**です。
- ◆データの排他制御を搭載！**複数の作業**者による同時進行も可能です。

最新の補償基準・様式に対応済み！Windows10・11での運用にも安心です。

連動

積算画面

CAD画面

The image displays two side-by-side screenshots of the JCC system. The left screenshot, labeled 'CAD画面' (CAD Screen), shows a 2D architectural floor plan of a building with various rooms and structural elements. The right screenshot, labeled '積算画面' (Calculation Screen), shows a detailed spreadsheet-like interface with multiple columns for item names, quantities, unit prices, and total costs. A large blue arrow points from the CAD screen to the calculation screen, with the word '連動' (Linkage) written above it, indicating the integration between the two.

<木造建物CAD>

■補償に特化した専用CADの充実した機能 ■**図面を作成しながら数量計算式を確認** ■図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更 ■同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写 ■建具番号は同一規格同一番号も含めて自動設定 ■その他にも多彩な汎用機能で図面作成を支援

<木造建物積算>

■**木造建物CADからの完全連動で、数値の変更もリアルタイムに処理が可能！** ■仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択 ■CADと連動利用しなくても充実した機能を用意 ■合成単価（代価表作成）にも対応

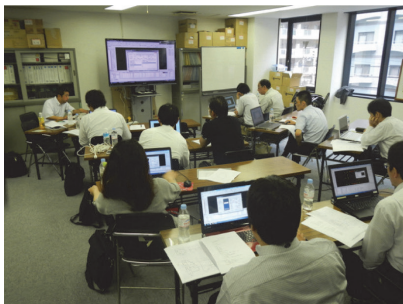
<非木造建物積算>

■用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減 ■入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更 ■**煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決！**

<工作物・立木・動産・移転雑費>

■工作物…最新の附帯工作物調査算定要領に対応済み ■立木…**「調査書・算定書」が調査表入力と同時に作成ができ作業効率は抜群** ■用材林…項目区分別に集計が可能。複雑な基準適用や単価入れもスムーズ ■動産…調査エリア別に集計し、体積・重量別に台数の算出が可能 ■移転雑費…一連のシステムに連動し、集計表と連動します

サポートサービス



◆近畿支部主催による**システム操作研修会**を毎年行っています。実務レベルで使える研修を行います。さらに**令和3年より、Web方式の研修を開催し、好評を頂いています。**

◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ**専門スタッフが対応**します。

◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムの更新やメールによる各種情報のご提供等、**充実したサポートサービス**が受けられます。

補償実務者のアイデアが生かされた期待のシステムです

「近畿支部標準補償算定システム」は、近畿支部・補償システムⅠＴ委員会（旧・システム部会）が、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を重ね、様式の開発とシステムの監修を行った**近畿支部独自の補償算定システム**です。建物・工作物はもちろん、立木（庭木・用材林）、移転雑費の算定まで可能なシステムは、物件調査算定を行っている会員の多くが既に導入を済ませ、**会員に限らず年々に導入数が増え続けています。**

本システムは、**会員・非会員・官公庁様**を問わず導入頂けます。

導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部

TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816

「令和5年度 近畿支部第47回通常総会」を開催

令和5年度近畿支部通常総会は5月19日（金）大阪キャッスルホテルにおいて、来賓として国土交通省近畿地方整備局から池田 亨用地部長様、山根 将史用地調整官様、岡本 智用地調査官様のご臨席を賜り、下記総会次第により開催されました。

（総会次第）

1. 支部長挨拶
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長の選任及び議事録署名人の指名
5. 議事
 - （1）議案第1号 令和4年度事業報告承認の件

- （2）議案第2号 令和4年度決算報告承認の件

（監査報告）

- （3）議案第3号 令和5年度事業計画（案）報告の件

- （4）議案第4号 令和5年度収支予算（案）報告の件

先ず、中村支部長から、「大阪・関西万博、統合型リゾート（IR）整備計画、なにわ筋線や京阪中之島線の延伸計画などの明るい話題と共に様々な課題が噴出して来ることと思いますが、私達の業界が行政や社会の抱える諸問題を解決し、真に社会から求められる業界であることと、そこに働く従業員が誇りと生きがいを持って働けるよう



に、私達近畿支部役員をはじめとして今日お集まりの支部会員の皆様と共に良き環境を作って参りたいと思っております。』

との挨拶があり、続いて、本部の賢木副会長が清水会長に代わり、支部総会のお祝いと連帯の挨拶を代読され、引き続き、近畿地方整備局の池田用地部長様からは、近畿地方整備局関連の最近の公共事業に関するご紹介と共に補償コンサルタント協会会員に対する期待と激励を込めたご祝辞を頂戴いたしました。

その後総会は各議事の審議に入り、各議案とも原案どおり可決され、第47回通常総会は終了いたしました。

総会後の講演会では、関西大学教授 楠見 晴重様に「京都地下に眠る千年の水脈」とのテーマでご講演をいただき、会員72名が聴講しました。

その後会場を移して、懇親会となり和気藹々の談笑のなか総会の全ての行事が閉会となりました。



来賓挨拶

国土交通省近畿地方整備局

用地部長 池田 亨



一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部通常総会にお招き頂き、ありがとうございます。

本日は、近畿支部の第 47 回総会が開催されますこと、お慶び申し上げますとともに、皆様には、日頃の国土交通行政への格段のご理解に厚く御礼申し上げます。

開催にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

日本補償コンサルタント協会 近畿支部におかれましては、常日頃より適正な公共用地の確保に多大な貢献を頂いておりますこと、まずこの場をお借りし心より感謝申し上げます。

令和 5 年度における近畿地方整備局の当初予算は約 1 兆 956 億円、うち、直轄事業費は約 3,088 億円と、前年度比約 5% 増となっております。

今年度予算の内容は、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を 3 本柱として取り組みを進めております。

そのような方針の下、用地費は約 280 億円が配分されております（河川・道路事業の直轄予算でみると前年度比約 0.83 倍となっております）。

用地取得を効率的に推進するため、用地取得マネジメントの実施、土地収用制度の的確な運用による迅速かつ計画的な用地確保に努め、業務委託の適正化や品質確保、用地取得に伴う不正防止対策等にも引き続き取り組んで参りますとともに、用地業務の効率化に向けた取組みとして、DX 化に向けた試行を少しずつですが進めて参りたいと考えております。

また、土地政策関係につきましては、昨年度、「近畿地区土地政策推進連携協議会」を設立したところですが、引き続き、所有者不明対策や用地業務、地籍調査に関する自治体支援などを進めて参ります。

私ども起業者として適正な公共用地の取得を実施していくためには、専門的な知識と高い技術力を有しておられる皆様のご協力が、今まで以上に必要となって参りますので、引き続き良質で適正な成果の確保のため、技術力の更なる向上をお願い申し上げます。

また、用地補償技術研究会における私ども起業者と貴協会との意見交換や共同研究が、適正な公共用地取得に寄与するものと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

最後に、日本補償コンサルタント協会近畿支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

協会会長挨拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会

副会長 賢木 新悦
(代読)



本日、近畿支部の第47回通常総会が、ご来賓をお迎えし、このように盛大に開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。今年の総会は平常に戻った形で催されることができ、本当に喜ばしいかぎりです。

コロナ感染が拡大して以来、支部・部会や会員会社の事業が多くの制約を受けてきた中で、ネットワークの活用、在宅勤務の導入などにより会議・研修の開催や営業活動が行われてきました。試行錯誤の繰り返しでしたが、その過程で身に着けた知識と技術をこれからも協会活動や会社の業務に活用していくことが有用であると思います。本部においても理事会や委員会のWEB開催を継続していくことにしております。また、本年度は物件部門の専門研修をオンデマンド方式により行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、先般国交省の令和5年度予算の配分が行われました。令和4年度の補正と併せると一定量の事業量が確保されていると期待するところです。他方で、この3月から技術者単価が平均で5.4%引き上げられました。技術者単価の引き上げは我々が要望してきたものであり、大変ありがたいことですが、全体の業務発注量が確保されないと政府の目指す給与引上げには結び付きにくいので、公共事業費予算の増額と業務発注量の拡大が不可欠です。

特に、都道府県、市町村からの業務発注を増やすためには、その担当部局を小まめに回り補償コンサルタント協会の会員の実績と能力を説明し、理解してもらうことが重要です。また、土地政策推進連携協議会も我々の存在を示す絶好の機会です。これらは地道な活動ではありますが、支部と本部の連携の下、積極的に展開していきましょう。

補償コンサルタントを取り巻く状況はいろいろな面で変化しています、少子・高齢化やDX・AIなど技術の進展、時短を含めた公共事業執行の改革、災害の頻発的発生などに対応していくためには、我々としても人材の確保・育成、新技術導入による仕事の効率化、空き地・空き家問題や災害復旧・復興での貢献など多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

近畿支部では、会員との情報共有及び情報交換の場である近畿支部HPをリニューアルし、広報機能を強化したと伺いました。HPは、会員との情報共有はもとより、起業者や一般の方への情報発信の場として有効な手段であり、引き続き内容の充実を図られることを期待します。

このことを始めとして、近畿支部とご参会の皆様がますますご活躍、ご発展されることを祈念いたします。

ありがとうございました。

支 部 長 挨 拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会近畿支部

支部長 中村 雄一



皆様こんにちは。ただ今ご紹介頂きました支部長の中村でございます。会員の皆さまにおかれましては、常日頃は近畿支部の協会活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

また本日は公務ご多用中にもかかわらず、国土交通省近畿地方整備局より池田用地部長様を始め山根用地調整官様、岡本用地調査官様にご来席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、ようやくコロナ禍も明けて本来の日常が戻り、通常の総会が実施できるようになりましたことを皆様と共に喜びたいと思います。

思えばコロナ禍によって必ずしも悪いことばかりではなかったように思います。例えばZoom等リモートの活用によって自宅や会社に居ながらにして会議・打合せが可能になり仕事の上での時間短縮が図られたことや、近畿支部におきましても研修会・役員会等がリモートで実施できるようになったため会場費や交通費が浮くことで従来脆弱であった支部の収支が図らずも黒字基調になって参りました。本日の議案の中にもそのような内容が見られることと思います。

さて2025年に開催される大阪・関西万博をはじめ、万博後の関西圏の発展及びわが国の成長に寄与し、日本の魅力を世界に発信する観光立国の拠点として夢洲に国内初の統合型リゾート（IR）整備計画が認定され、鉄道では現在も進行中のなにわ筋線延伸整備計画に加えて、京阪中之島線の延伸計画が年度内に最終決定されようとしています。

このような明るい話題と共に様々な課題が噴出して来ることと思いますが、私達の業界が行政や社会の抱える諸問題を解決し、真に社会から求められる業界であることと、そこに働く従業員が誇りと生きがいを持って働けるように、私達近畿支部役員をはじめとして今日お集まりの支部会員の皆様と共に良き環境を作って参りたいと思っております。

さて本日も盛りだくさんの議事内容でございますが、皆様のご協力を得まして、活発な議論とスムーズな議事進行ができればと思っております。

長丁場ではございますが、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。



阪高サポート
Hanshin Expressway Project Support
Company Limited

公共事業の用地取得を 全てのステップで支援！！

用地アセスメント

工程管理

補償説明会

用地交渉

収用支援

＼ 起業者さまを 豊富な経験で下支えします ／

阪高プロジェクトサポート株式会社

公共用地取得 総合支援

「用地取得」のすべてを支援！
起業者経験で得たノウハウで
収用手続等にも対応します。

用地補償 アドバイザリー

区分所有建物や地図混乱など
困難事例もおまかせください。

用地人材育成

起業者の皆さまの人材育成、
スキルアップをお助けします。

- 
- ①前提整理(地図混乱、多数権利者、権利者不明、外国籍権利者、信託等)
 - ②用地アセスメント(用地工程管理)
 - ③用地補償説明会
 - ④困難案件(区分所有マンション、神社仏閣、大規模工場、区分地上権等)
 - ⑤用地交渉
 - ⑥収用手続支援

阪高プロジェクトサポート株式会社

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11番4-1800

[TEL] 06-6345-3000 [FAX] 06-6345-3131

[WEB] <https://www.hanshin-support.co.jp>



第47回通常総会 記念講演会 「京都地下に眠る千年の水脈」



関西大学教授 楠見 晴重

令和5年5月19日（金）に第47回近畿支部通常総会後の講演会として開催し、72名の会員が出席しました。

楠見教授におかれましては、平成14年より関西大学工学部教授を経て現在に至りますが、学内では関西大学環境都市工学部長、同大学院理工学研究科長、理事を経て、平成21年～28年には関西大学学長を務められております。また、学外では、令和元年には公益社団法人土木学会関西支部支部長、令和3年度～現在にかけては公益社団法人土木学会副会長を務められております。

研究業績としましては、岩盤力学、地盤工学、地下水工学分野で顕著な業績を挙げられています。令和2年度には、科学技術分野の文部科学大臣表彰 科学技術賞（理解・増進部門）を「京都盆地の地下水適正利用と保全に向けた技術の理解増進」という今回の講演テーマと関連深い内容で受賞されております。

講演の内容ですが、京都は水が育む文化が根付いているという話から始まり、酒・茶道・京野菜・友禅・葵祭りなどを例にとり説明がありました。

次にエジプトやメソポタミア文明などの世界文



明は河川があるところで発生しており、古代日本人は京都をなぜ都に選んだのか、京都は付近に大河川がないのに水が豊富、それは豊富な地下水があるということです。

京都盆地の地質構造を示す図や、京都水盆（京都盆地の地下水のこと、楠見教授が名付けられた）の断面図等を示しながら、やや専門的な話になりましたが、地下構造を明らかにするために反射法地震探査やボーリング調査、重力異常値による解析で3次元モデル化を行い、京都水盆の大きさを明らかにされました。それはなんと南北約33km、東西約12km、貯水量は211億トンあり、これは琵琶湖の貯水量（275億トン）に匹敵するボリュームがあるとのことで、非常に驚きました。

また、地下水利用の一例として、伏見酒造や伏見の御香水の話があり、カルシウム・マグネシウ

ムなど硬度成分をほどほどに含んだ中硬水で、比較的仕込期間が長いと酸は少なめ、きめの細かい淡麗な風味を生み出すとのことでした。伏見と同様に有名な酒所の灘の宮水との比較をされ、灘の宮水は硬水で、仕込期間が短く、やや酸の多いコクのある辛口タイプの酒であるとのことで、日本酒をたしなむものとしては、大変興味深い話でした。

最後に、「21世紀は水の時代」とするテーマで話しをされ、そもそも人間が容易に使える水は全体のわずか約0.01%であり、それが今後、世界人口が増加する中で、水が足りなくなることに対して警鐘をならされ、講演会の締めとされました。

身近な京都の水に関して、非常にバラエティに富んだ話ばかりで参加された方は非常に満足されたようでした。

（敬称略・文責 事務局）

＜補償コンサルタント＞・＜不動産鑑定評価＞

確かな技術力、専門能力の向上、問題解決のための高い価値観をもって、社会への貢献を果たします。

★補償コンサルタント

[登録部門]全8部門

- ◆土地調査部門
- ◆土地評価部門
- ◆物件部門
- ◆機械工作物部門
- ◆営業補償・特殊補償部門
- ◆事業損失部門
- ◆補償関連部門
- ◆総合補償部門

★不動産鑑定評価

- ◆一般鑑定評価
- ◆賃料鑑定評価

★その他

- ◆補償理論研修講師

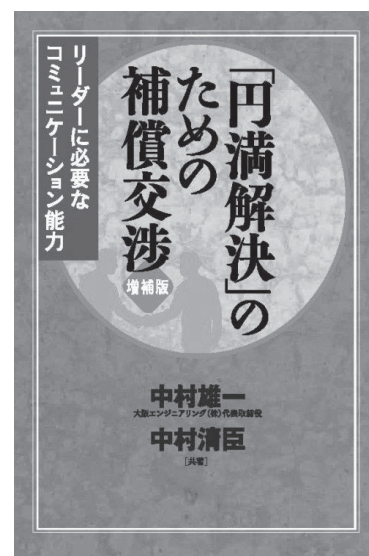


大阪エンジニアリング株式会社

■本社 〒550-0025 大阪市西区九条南2-18-16
TEL:06-6581-2815 FAX:06-6581-4878

支店等

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 京都支店 | ☐ 奈良支店 | ☐ 兵庫支店 | ☐ 滋賀支店 |
| ☐ 和歌山支店 | ☐ 姫路営業所 | ☐ 京都南営業所 | |



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
B6判 192ページ 定価2,000円(税込)
ご注文は、FAXあるいはE-mail
にてお申し込みください。
FAX:06-6581-4878
E-mail:infooe2815@o-e.co.jp



水が育む産業

- ・ 染色、友禪



下鴨神社(みたらし祭りー足つけ神事ー)



葵祭り



都市と水

- ・ 世界四大文明
 - ー エジプト文明: ナイル川
 - ー メソポタミア文明: テグリス・ユーフラテス川
 - ー インダス文明: インダス川
 - ー 中国文明: 黄河
- ・ 日本の大都市
 - ー 東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡、.....
 - ー すべて平野
- ・ なぜ古代の人は奈良・京都を都に選んだのだろうか？

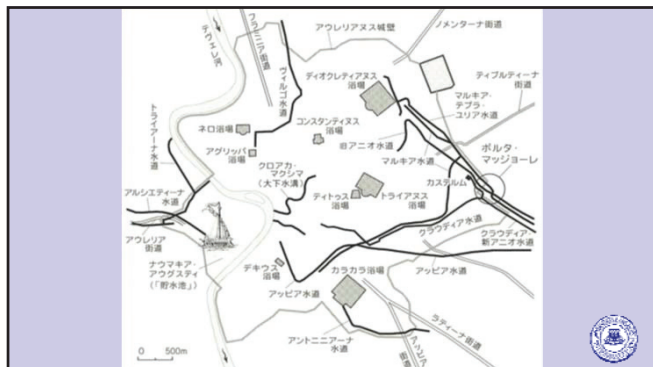


ポン・デュ・ガール(ローマの水道橋)



トレヴィの泉



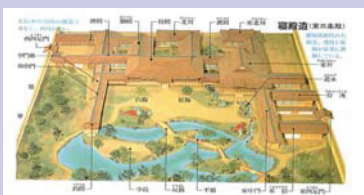


平安京

- ・ 水のある町
- － 地名
 - ・ 清水
 - ・ 堀川
 - ・ 今出川
 - ・ 出水
 - ・ 小川通り
 - ・ 泉殿
- ・ 大内裏と御所
- － 神泉苑
- ・ 右京と左京



平安時代の貴族の屋敷



- ・ 屋敷内に池や小川がある。
- ・ 水はステータス・シンボル。



神泉苑



二条城



京都と水

- ・ 京都は水が豊富な町である。
- ・ 京都には大河川はない。
- ・ 京都の水源は地下水である。
 - － 発掘された遺跡の井戸は浅い(1～2m)。
- ・ なぜこんなに地下水が豊富なのだろうか？
- ・ 地下構造を調べてみよう。



背景と目的

- ★1000年以上にわたる古都京都の繁栄
- ★水にまつわる独自の文化の発展
- ★2次元的研究にとどまる地下構造の解明



- ・ 3次元立体化により基盤岩の詳細な形状を把握
- ・ 浅層地質特性の定量的な解明

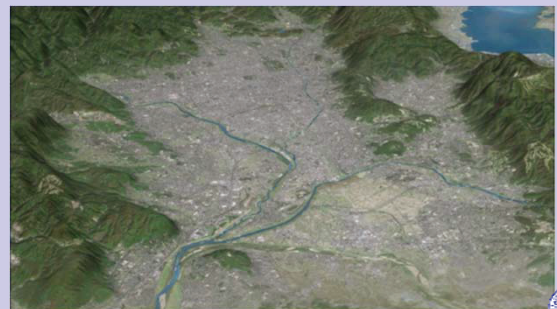
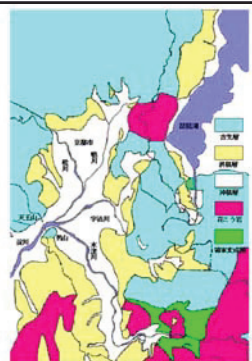


水理地質構造の解明

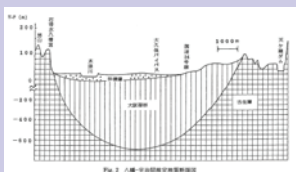


京都盆地の地質構造

- ・ 古生層
 - － 約3～2億年前
 - － 丹波層群
- ・ 洪積層
 - － 約500万年前
 - － 大阪層群
 - － 砂礫層＋粘土層
 - － 氷河期と間氷期
- ・ 沖積層
 - － 約2万年前



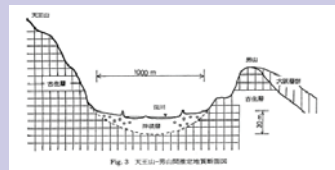
京都水盆の断面(1)



- ・巨椋池は京都水盆の最深部の直上



京都水盆の断面



- ・三川合流点
— 桂川、宇治川、木津川



KD-1



3次元モデル化の方法

地下構造調査の種類

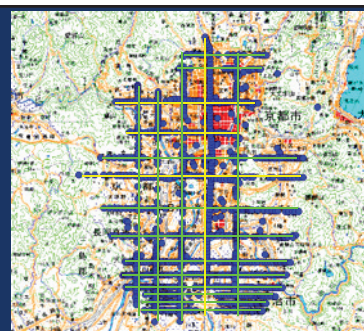
- ★ 反射法地震探査
- ★ ボーリング調査
- ★ 重力異常値による解析 ...

(京都市消防防災課より資料提供)

⇒ 基盤深度の推定に有効

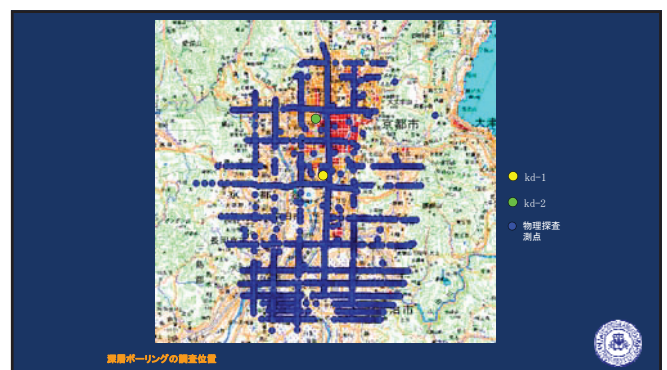
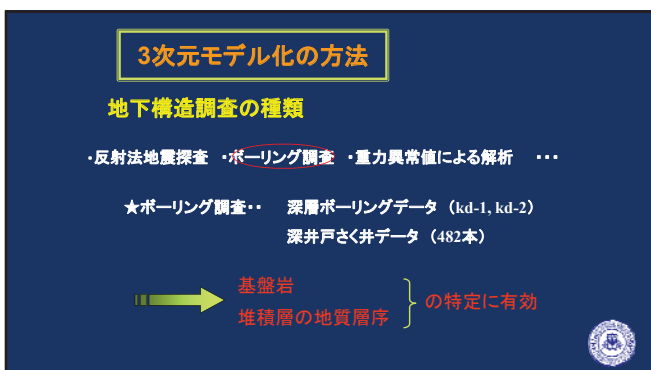
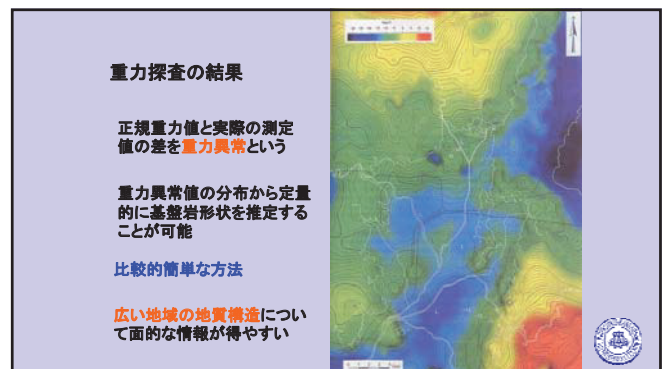
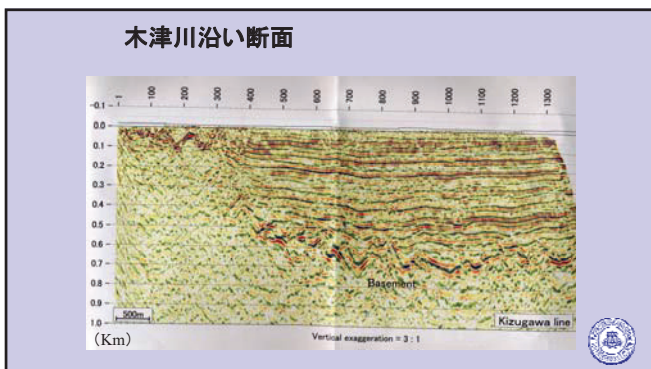
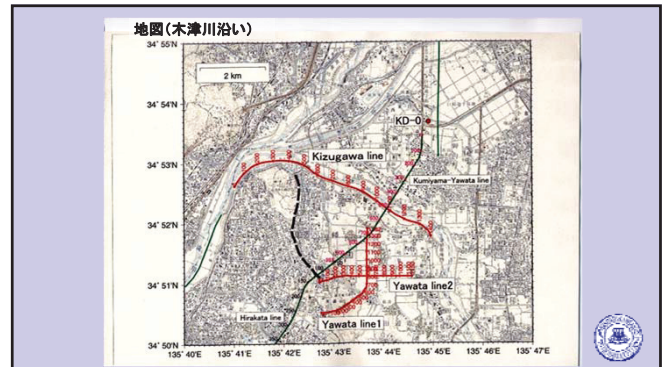
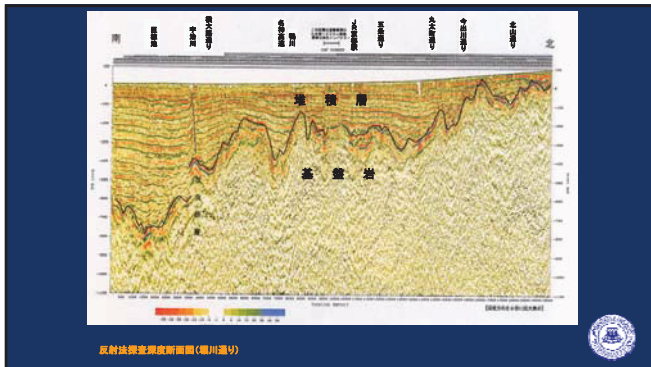


反射法(二条城前)

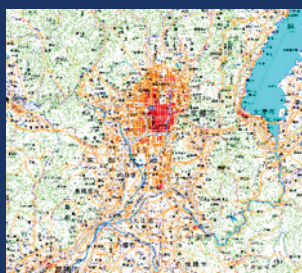


基盤深度データの計測位置

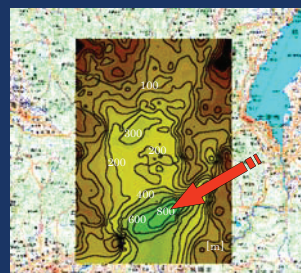




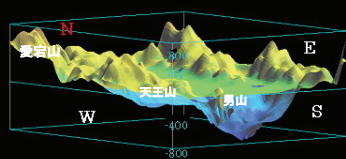
2次元シミュレーション



2次元シミュレーション



3次元シミュレーション



京都水盆の大きさ

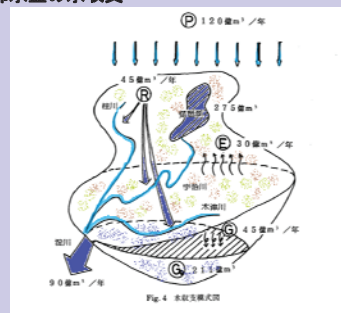
- 南北 (L): 約 33 km
- 東西 (W): 約 12 km
- 深さ(D): 約 0.8 km (最深部)、平均 0.32 km
 - 体積(V) = $L \times W \times D$ = 約 125 km³
- 砂礫層と粘土層の割合 = 56 : 44 (Rs=0.56)
- 砂礫層の平均間隙率(ϕ) = 30 %
- 飽和度(S_w) = 100 %
- ↓
- 京都水盆の貯水量 = $V \times R_s \times \phi \times S_w$ = 21 km³ = 211 億トン
- 琵琶湖の貯水量(275億トン)に匹敵！

淀川水系

- 流域面積: 8,240 km²
- 幹線流路延長: 75.1 km
- 年平均降水量: 1,750 mm
- 年総流出量: 90億 m³



京都水盆の水収支



京都盆地における浅層地質特性

京都盆地における既存のボーリング(7553本)

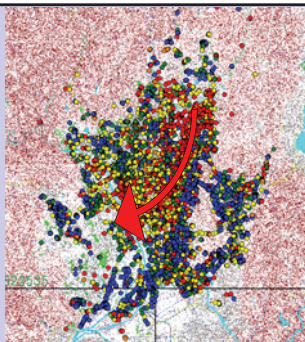
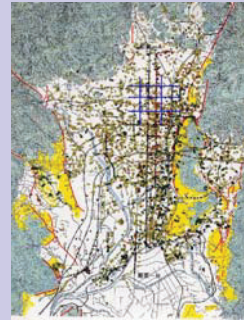
★0~5m、0~10mの深度別

★表土を含む、含まないの別 ...計4種類

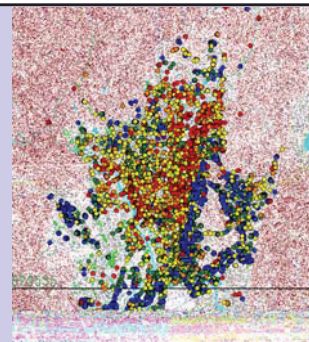
地形特性 + 浅層地質特性

→ 良質な地下水の流れ

ボーリング箇所7500本



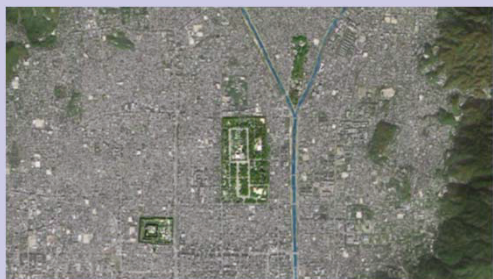
粘土含有率別浅層地質分布 (0~5m)



粘土含有率別浅層地質分布 (0~10m)

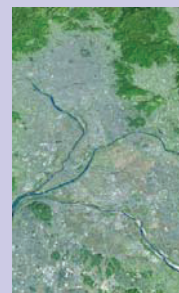
粘土含有率





伏見酒造の歴史

- 古くは室町時代には347軒の酒造があった。
- 現在でも京都の伝統産業として、約23社ほどある。

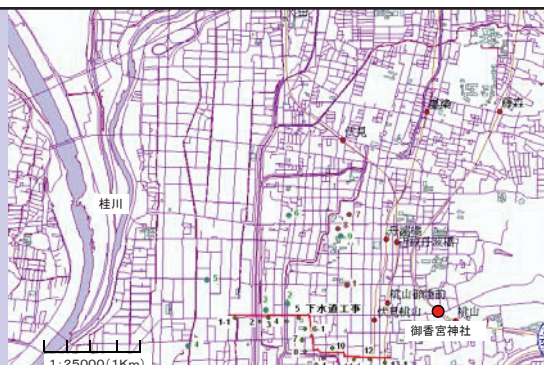


伏見酒造の現状

- 現在、伏見地区には約23社の酒造会社がある。
- かつて豊富に湧き出していた酒造用の浅井戸が自噴しなくなり、現在では深井戸からポンプを使って汲み上げている。
- 灘(兵庫)と並ぶ二大銘醸地として全国シェアの20%を出荷している。



伏見地区の原位置



酒造りに使用される水質条件

(月桂冠 HPより)

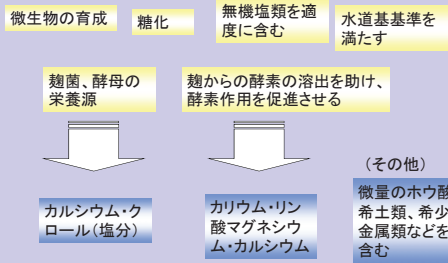
鉄	0.02ppm以下で、含まれないことが最良(0.3ppm以下)
マンガン	0.02ppm以下で、含まれないことが最良(0.05ppm以下)
亜硫酸性窒素	検出されないこと(10ppm以下)
有機物 (過マンガン酸カリウム消費量)	5ppm以下であること(10ppm以下)
アンモニア性窒素	検出されないこと
細菌数	0.5ml以下
色度	黄色透明であること
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

鉄・マンガンは日本酒の色を濃くし、香味も劣化させる。

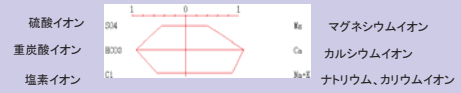
酒造に使用される水は、これらの条件を自然のうちに完全に備えていることが一番の特徴。



水質の条件 平均的地下水との比較2



ヘキサダイアグラム

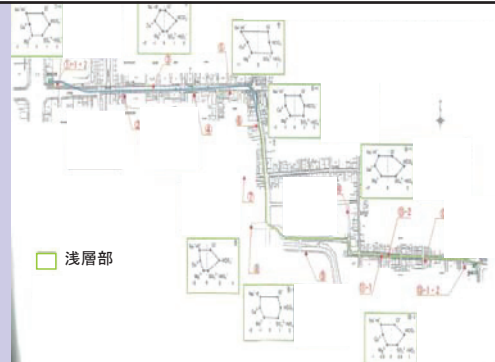
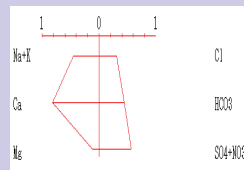


・ヘキサダイアグラムとは、水に溶けている主要な成分(硫酸イオン、重炭酸イオン、塩素イオン、マグネシウムイオン、カルシウムイオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン)を六角形のグラフにし、水質を六角形のグラフで可視化したものである。

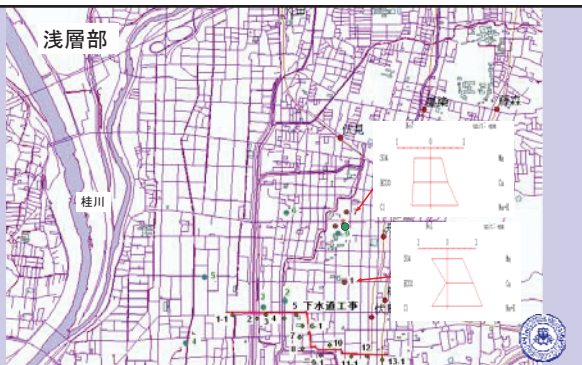
伏見の御香水の特徴

分析項目	分析値 mg/L
Na+K	14.2
Ca	8.9
Mg	3.7
SO_4+NO_3	21.6
HCO_3	50.0
Cl	4.0

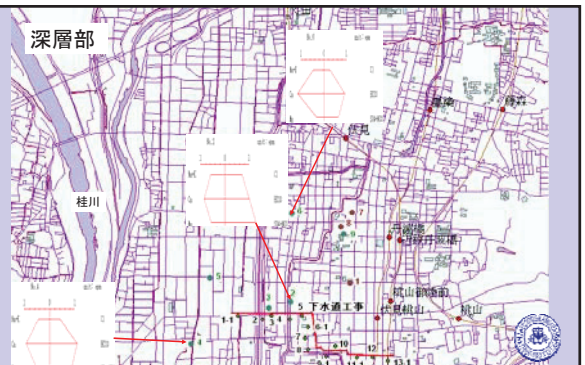
カルシウム・マグネシウムなど硬度成分をほどほどに含んだ中硬水



浅層部



深層部



灘五郷酒造の地図



灘と伏見の比較

灘 宮水

硬水

酵母に必要なミネラル成分濃度が高い。

発酵期間が短く、やや酸の多いコクのある辛口タイプの酒である。

海岸に近く塩分の増加による水質変化。

伏見 御香水

中硬水

ほどほどにミネラル成分を含んでいる。

比較的発酵期間が長いので酸は少ない、きめの細かい淡麗な風味を産み出す。

市街地に立地するため、地下構造物建設の影響。

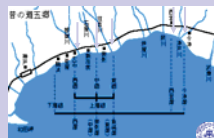
課題

灘酒造の歴史

灘五郷・灘の酒は、寛永年間に西宮で醸造が始まって以来、今日まで400年を経ている。

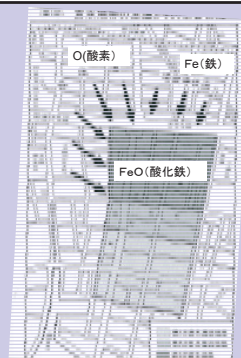
この地域だけで日本酒全国シェアの約25%以上。

海岸に近い宮水は塩分濃度の増加が一番の難題。



宮水の第一の供給源は、夙川から西宮神社の地下水を流下する、酸素を多く含んだ戒伏流で、これに無機成分を多く溶解している御手洗川の伏流水が加わり流れ込んでいる。

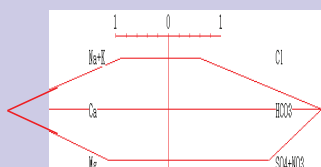
例えば、鉄分の多い法安寺伏水は、酸素の多い戒伏流と合流して鉄分が酸化して不溶性の酸化鉄となって除去され、鉄分の極めて少ない宮水となる。



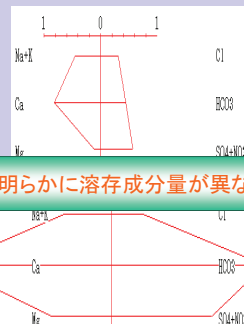
灘の宮水の特徴

分析項目	分析値 mg/L
Na+K	50.0
Ca	58.1
Mg	7.3
SO ₄ +NO ₃	57.2
HCO ₃	189.5
Cl	40.3

溶存ミネラル成分が極めて多い。



御香水(伏見)と宮水(灘)の比較



明らかに溶存成分量が異なる

20世紀は石油の時代

21世紀は水の時代

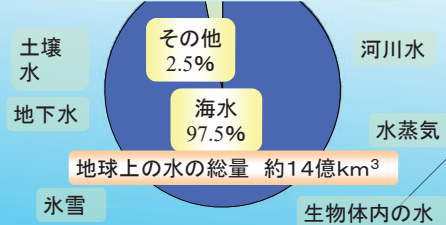
- ・2003年3月 京都、大阪、滋賀で第3回世界水フォーラム開催
- ・2003年6月 サミット エビアン(フランス)で開催



地球上の水

水や地下水として存在

人間が容易に使える水は全体の
海洋 わずか約0.01%



水が足りない

アジア、アフリカなどの31ヶ国で絶対的水不足

2025年には48ヶ国にまで増える予想される

1900年：人口16億人

2000年：人口60億人を突破

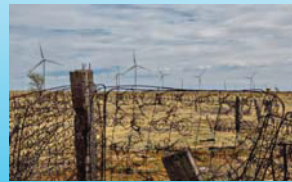
2025年：人口80億人に達する

約4倍

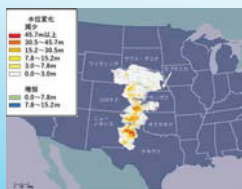


Day Zero

～地球から水がなくなる日～

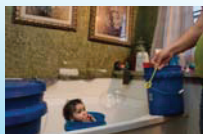


オガララ帯水層 地下水の枯渇問題



農業灌漑の20%が持続不可能な状態
地下水が1.5m/年で低下する地域も。
→40～50年後には完全に枯渇の恐れ
米国に依存の日本の食糧問題も一因

※地下水位は、今世紀初頭(1990年)に引き上げられた。最新のデータは、2010年時点のもの。



・ニューメキシコ州
毎晩バケツでの入浴。
近隣の井戸は枯れて
町での揚水が必要

・カンザス州
世界有数の肉牛生産地
ハンバーグ1個に
肉牛の飼育と加工で
約1700Lの水を使用。



干上がったアメリカ

●アメリカの灌漑の21%は、補充率を上回る速度で地下水を揚水することにより成り立っている。帯水層の枯渇により農地が放棄されて出た被害が毎年4000億ドルを上回っている



かつてグランドキャニオンを
潤んだコロラド川も、今ではア
メリカとメキシコの国境のモノ
ロダムに達するまでに小川に
なってしまう



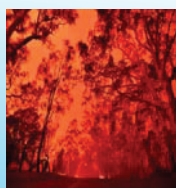
アマゾン森林伐採

- ・違法伐採・放牧など毎分サッカー場1.5倍のペースで森林伐採が急激に加速
 - カンタレイラ水系の降水量や貯水率が低下
- 原因はアマゾンでの森林伐採増加であり、他水系の貯水池やダムも誘発。



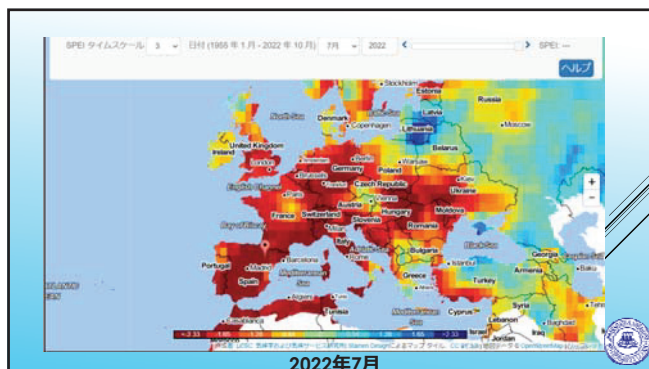
参考：CNN.co.jp / アマゾンの森林破壊が加速、毎分サッカー場の1.5倍

豪・森林火災

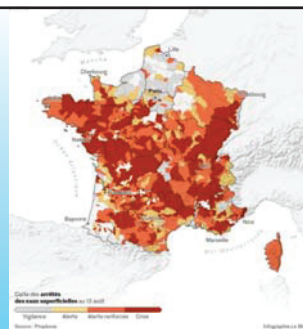


山火事の煙が上空35kmの成層圏に到達
10万㎡の土地の焼失(日本の6割の面積)
10億匹の野生動物の死

参考：世界の森で「過去最悪」火災、面積化だけが地味じゃない、朝日新聞デジタル (asahi.com)



2022年8月 フランス南部 干上がったエステロン川



ルモンド紙が掲載した、フランスの水不足の状況を表す地図



2022年8月 中国 長江流域の干ばつ深刻化



「SDGs 17の目標」

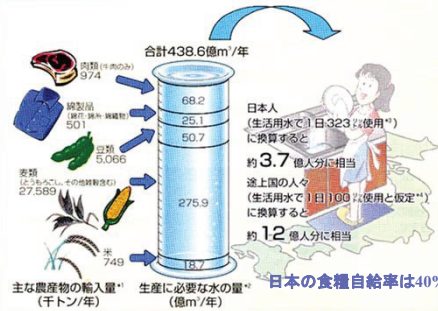


水道水が安全に飲める国



2019年米国疾病管理予防センター（US Center for Disease Control and Prevention）が発表した水道水が飲める国を世界地図に色を付け可視化

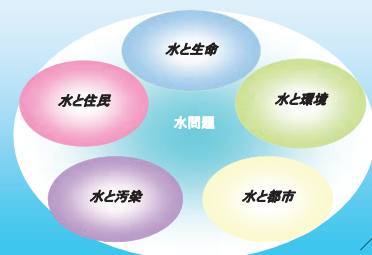
世界の「水」を使う日本



京都水宣言



バイオシビルコスモス



令和4年度 独禁法講習会



公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
総務課 江村 玲奈

令和5年2月27日(月)に独禁法講習会を開催しました。

昨年度同様、コロナ禍により集合形式での開催が困難であったため、Web開催による講習会としました。

テーマは「独占禁止法の遵守に向けて」として、公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所の江村 玲奈氏をお迎えし、ご講義頂きました。

講義では、「価格カルテルの防止に向けて ～ルールは自由な事業活動を守るため～」という資料を使用し、3つの項目について説明がありました。

1. 独占禁止法違反行為の概要

- ・独占禁止法の目的、独占禁止法が禁止している行為の説明があり、不当な取引制限とは、価格カルテルや入札談合が典型であるとし、最近の措置事例の説明がありました。

2. 独占禁止法に違反すると……

- ・排除措置命令、課徴金納付命令、罰則について具体的な説明がありました。

3. 事業者団体ガイドライン

- ・ガイドライン制定の背景及び目的は、事業者団体が経済社会で重要な役割を担っており、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適切な活動に役立てようとするものであり、事業者団体の具体的な活動を挙げて、「原則として違反」「違反となるおそれ」「原則として違反とならない」に分類して記載されているなどの説明がありました。

この講習会は毎年実施しておりますが、あらためて、自由な事業活動を守るために、一人一人がルールを守ることの必要性を感じました。

(敬称略・文責 事務局)

妥協のない技術力で確かな信頼を獲得 総合補償コンサルタント

全8部門登録

土地調査 土地評価 物件 機械工作物
営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償

新しい公益を社会に提供する



株式会社ファノバ

<https://www.fanova.co.jp>



◆ 有資格者 ◆

【補償業務管理士】（土調）7人（土評）4人（物件）16人（機工）10人（営特）8人（事損）15人（補関）6人（総補）2人
【一級建築士】2人 【二級建築士】10人 【アスベスト診断士】1人 【測量士】4人

◆ 業務実績 ◆

- 土地調査・土地評価 / ・用地測量、登記簿調査・土地鑑定評価
- 建物・機械・工作物 / ・大規模工場の移転、構内改造 ・一般機械工場、自動車整備工場、造船所、化学工場、コンクリートプラント、砕石工場、製紙工場、食品工場、廃棄物処理工場、神社、寺院、小売店舗、ショッピングセンター、パチンコ店、ガソリンスタンド、養鶏場、養魚場、牧場、ゴルフ場、墓地、区分所有建物、一般住宅等の建物移転補償
- 公共補償 / 上水道施設、簡易水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、警察署、郵便局、放送局
- 営業補償 / あらゆる業種の営業廃止、休止、規模縮小、仮施設補償
- 立竹木補償 / 庭園、用材林、果樹園
- 漁業補償・農業補償・鉱業権補償
- 事業損失 / 建物の事前調査、事後調査、事後調査復旧費算定、水枯渇、日影、電波障害、騒音振動
- 補償関連 / 事業認定、裁決申請図書作成、補償説明、技術者派遣、点検業務

拠点一覧

本 社	〒530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2-1200 大阪駅前第2ビル 12 階	TEL : 06-6344-0540 FAX : 06-6344-0605
神戸営業所	〒650-0022	兵庫県神戸市中央区元町通 3-17-8-302	TEL : 078-335-2424
姫路営業所	〒670-0065	兵庫県姫路市上手野 380-101	TEL : 079-299-1870
京都営業所	〒604-0985	京都府京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町 424	TEL : 075-255-5105
福知山営業所	〒620-0915	京都府福知山市字十二 68-1-101	TEL : 0773-33-9010
滋賀営業所	〒520-0802	滋賀県大津市馬場 2-6-12-301	TEL : 077-526-8310
奈良営業所	〒630-8244	奈良県奈良市三条町 487	TEL : 0742-20-0158
和歌山営業所	〒640-8256	和歌山県和歌山市土佐町 2-7-1	TEL : 073-421-3285

令和4年度 第3回実務研修会

用地補償従事者のための消費税

- ・インボイス制度について
- ・消費税調査 Q&A



有限会社 タクザス・田原明税理士事務所

税理士 田原 明

令和5年1月27日（金）にインボイス制度と消費税調査Q&Aについての研修会をWeb（Zoom）で開催しました。

インボイス制度は令和5年10月1日から導入される新しい仕入税額控除の方式であるということで、多くの受講希望があることが想定されたため、会員限定で募集しましたが、あっという間に定員90名に達することになり、受講できない方が一定数おられたことをこの場を借りてお詫びいたします。

講師の田原税理士におかれましては、税理士でありながら、補償コンサルタント業における営業補償・消費税調査の専門家であり、年間150～200の事業所で調査を実施されておるとのことと、今回のインボイス制度と消費税調査を説明していただくには、まさに最適な講師であるといえます。またすでに補償コンサルタント協会の四国支部・中国支部でも同様な説明会を実施されております。

この研修会は、前半がインボイス制度の概要についての説明、後半は消費税調査Q&Aの解説という構成になっております。

インボイス制度については、消費税が導入されて35年経過する中で最大の改正ということで、

「インボイスとは」というところから非常に丁寧な説明がありました。

仕入先が適格請求書発行事業者である場合とない場合の違いをわかりやすい図で説明され、免税事業者の注意点や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置などの説明がありました。

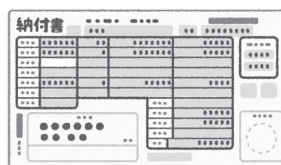
後半の「消費税調査 Q&A」については、以下の項目について丁寧な解説がありました。

Question 1 「不動産所得の事業者の消費税調査について」

◎収入金額が1,000万円を超えていても、居住用不動産の賃貸や土地の貸付などは非課税のため、課税売上高が1,000万円を超えているとは限らないことに注意。

Question 2 「個別対応方式のイ・ロ・ハの区分について、法令、通達等でどのように規定されているのでしょうか？」

◎まずは、非課税取引が何たるかを覚えることが重要。



Question 3 「消費税調査に際して消費税の申告書を依頼したら3ヶ月毎に申告書を提出していたのですが、何故でしょうか？」

◎輸出業者など常に消費税が還付されるような事業者は、課税期間を短縮することによって、早期に還付を受けることができるため。

Question 4 「消費税調査表(2/2)に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無とは何のことですか？」

◎納税者の申請により『準ずる割合』を使用することが出来る。

Question 5 「課税売上割合の端数処理について」

◎起業者からの質問が圧倒的に多い。小数点以下第4位切り捨てが多いように思われる。

Question 6 「課税売上割合95%以上かつ課税売上高5億円以下の全額控除である事業者が補償用課税売上割合の計算（土地買収代金額を分母に入れると）を行うと95%未満となる場合に個別対応方式か一括比例配分方式かの選択がありますが、どのように考えるのでしょうか？」

◎個別対応方式を原則として考えるのが妥当。

Question 7 「診療所の消費税について」

◎非課税売上高の多寡は納税義務の判定に影響しない。

Question 8 「「消費税課税事業者届出書」と「消費税課税事業者選択届出書」はどう違うのですか？」

◎「選択」という文字があるかないかだが、似て非なるもの。
インボイスが始まると、非常に重要な問題であり、違いをしっかりと理解すること。

Question 9 「宗教法人の消費税について」

◎消費税については、宗教法人にも納税義務がある。

Question 10 「労働組合の消費税について」

◎免税事業者に該当することが多い。収支計算書を収集すると良い。

なお、今回は講師も会社からのWeb参加でしたが、講義が終わってからの質問の時間には相当な数の質問がなされ、参加者のインボイスへの興味の大きさとどんな質問にも的確に回答される講師のレベルの高さを感じられ、非常に有意義な研修会となりました。

（敬称略・文責 事務局）



令和4年度『第3回実務研修会』<Web開催>

用地補償従事者のための消費税

- ・インボイス制度について
- ・消費税調査 Q&A

・開催日時 令和5年1月27日（金）

14：00～16：30

・講師 税理士 田原 明

(適格請求書保存方式) インボイス制度とは？

インボイス制度とは、2023年(令和5年)10月1日から導入される**新しい仕入税額控除**の方式です。

インボイス制度が、消費税調査に与える影響は？

インボイス制度 (適格請求書等保存方式)の概要

インボイス(適格請求書)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える書類です。インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入後は、売手・買手双方に新たな義務が課されます。

インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

インボイス制度とは、複数税率に対応したものとして令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式です。

インボイス制度が導入されると、売手側は、買手である事業者(消費税法9①の免税事業者を除く)から求められたときは、「適格請求書(以下、インボイス)」を交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要もあります。

買手側は、原則として、インボイスまたは「適格簡易請求書(以下、簡易インボイス)」の保存が仕入税額控除の要件とされ、免税事業者等(適格請求書発行事業者以外の者)から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

計算方法

$$\text{納付する消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

(売上税額) (仕入税額)

課税仕入れ等に係る消費税額は、税額ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月30日 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月1日～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

仕入税額控除の要件

～2019年9月 (請求書保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入の実実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの実実を記載した帳簿の保存	(同左)
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式 【現行制度】	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
2019年(令和1)年10月1日 軽減税率制度開始 経過措置期間(4年間) 2023年(令和5)年10月1日 インボイス制度開始		
①発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の氏名または名称	①発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の氏名または名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額	①発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の氏名または名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額 ⑧税率ごとの消費税額及び適用税率 ⑨登録番号

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式 【現行制度】	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
請求書 5月分 21,600円(税込) 5/1 牛肉2kg 5,400円 5/8 割りばし4袋 5,400円 合計 21,600円	請求書 5月分 21,800円(税込) 5/1 牛肉2kg 5,400円 5/8 割りばし4袋 5,450円 合計 21,800円 ⑧ 10%対象 11,000円 8%対象 10,800円 ⑨ 税率は軽減税率(8%)課税商品	請求書 5月分 21,800円(税込) 5/1 牛肉2kg 5,400円 5/8 割りばし4袋 5,450円 合計 21,800円 ⑧ 10%対象 10,000円 8%対象 10,800円 ⑨ 税率は軽減税率(8%)課税商品

「インボイス(適格請求書)」では、「区分記載請求書」の記載項目に加えて、

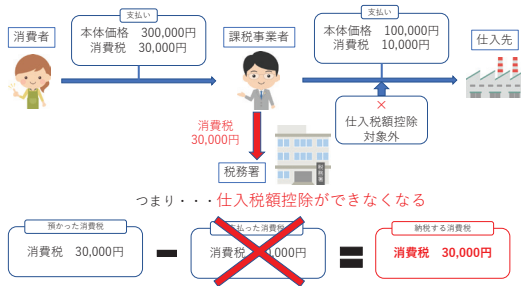
⑧税率ごとの消費税額及び適用税率

⑨登録番号

の記載が必要になります。

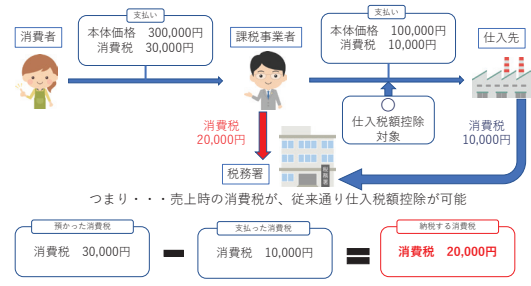
なお「適格請求書(インボイス)」を発行できるのは課税事業者のうち、適格請求書発行事業者として登録された事業者に限られます。

仕入先が適格請求書発行事業者ではない場合



8

仕入先が適格請求書発行事業者の場合



9

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

	英 国	ドイツ	フランス	E C 協 合	（注）日本（2023年1月施行）
税 入 税 制 度	インボイス制度（B2B） インボイス制度（B2C）	インボイス制度（B2B） インボイス制度（B2C）	インボイス制度（B2B） インボイス制度（B2C）	インボイス制度（B2B） インボイス制度（B2C）	インボイス制度（B2B） インボイス制度（B2C）
課税事業者（B2B）	登録事業者（B2B） 登録事業者（B2C）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2C）
課税事業者（B2C）	登録事業者（B2C） 登録事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）
課税事業者（B2B）	登録事業者（B2B） 登録事業者（B2B）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2B）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2B）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2B）	課税事業者（B2B） 課税事業者（B2B）
課税事業者（B2C）	登録事業者（B2C） 登録事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）	課税事業者（B2C） 課税事業者（B2C）

（出典：財務省HP「主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要」より）

10

インボイスとは

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書・納品書・領収書・レシート等の名称を問わず、一定の情報が記載された書類を言います。また、必要な事項が記載されていれば、手書きのものなどであってもインボイスに該当します。

11

補償コンサルタント業務の必需品

テクノ補償システム

☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！

テクノテクノ株式会社

代表取締役 奥嶋 一文

＜事業内容＞

- ◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工
- ◆ソフトウェアの開発・販売
- ◆ハードウェアの開発・販売
- ◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育
- ◆コンテンツの作成

＜熊本本社＞

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17-43
TEL 096-358-5100/FAX 096-358-5109
URL <https://www.techno-corp.co.jp>

＜関東営業所＞

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町5-8 浦和AL'ル3F
TEL 048-762-8458/FAX 048-762-8459

＜沖縄営業所＞

〒900-0036 沖縄県那覇市西1丁目5-1 ライオンマンション西1201
TEL 098-943-3581/FAX 098-943-3582

事業者登録の申請が必要

インボイスを発行するためには、「**適格請求書発行事業者**」とならなければなりません。適格請求書発行事業者となるためには、事前に登録を受ける必要があります。

免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないため、適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合は消費税の課税事業者を選択した上で登録申請を行わなければいけません。

12

適格請求書発行事業者の登録申請書

1. 事業者の基本情報	2. 代表者の基本情報
3. 事業内容	4. 登録希望の業種
5. 登録希望の有効期限	6. 登録希望の消費税の課税方法
7. 登録希望のインボイスの発行方法	8. 登録希望のインボイスの発行時期
9. 登録希望のインボイスの発行金額	10. 登録希望のインボイスの発行枚数
11. 登録希望のインボイスの発行枚数	12. 登録希望のインボイスの発行枚数
13. 登録希望のインボイスの発行枚数	14. 登録希望のインボイスの発行枚数
15. 登録希望のインボイスの発行枚数	16. 登録希望のインボイスの発行枚数
17. 登録希望のインボイスの発行枚数	18. 登録希望のインボイスの発行枚数
19. 登録希望のインボイスの発行枚数	20. 登録希望のインボイスの発行枚数
21. 登録希望のインボイスの発行枚数	22. 登録希望のインボイスの発行枚数
23. 登録希望のインボイスの発行枚数	24. 登録希望のインボイスの発行枚数
25. 登録希望のインボイスの発行枚数	26. 登録希望のインボイスの発行枚数
27. 登録希望のインボイスの発行枚数	28. 登録希望のインボイスの発行枚数
29. 登録希望のインボイスの発行枚数	30. 登録希望のインボイスの発行枚数
31. 登録希望のインボイスの発行枚数	32. 登録希望のインボイスの発行枚数
33. 登録希望のインボイスの発行枚数	34. 登録希望のインボイスの発行枚数
35. 登録希望のインボイスの発行枚数	36. 登録希望のインボイスの発行枚数
37. 登録希望のインボイスの発行枚数	38. 登録希望のインボイスの発行枚数
39. 登録希望のインボイスの発行枚数	40. 登録希望のインボイスの発行枚数
41. 登録希望のインボイスの発行枚数	42. 登録希望のインボイスの発行枚数
43. 登録希望のインボイスの発行枚数	44. 登録希望のインボイスの発行枚数
45. 登録希望のインボイスの発行枚数	46. 登録希望のインボイスの発行枚数
47. 登録希望のインボイスの発行枚数	48. 登録希望のインボイスの発行枚数
49. 登録希望のインボイスの発行枚数	50. 登録希望のインボイスの発行枚数
51. 登録希望のインボイスの発行枚数	52. 登録希望のインボイスの発行枚数
53. 登録希望のインボイスの発行枚数	54. 登録希望のインボイスの発行枚数
55. 登録希望のインボイスの発行枚数	56. 登録希望のインボイスの発行枚数
57. 登録希望のインボイスの発行枚数	58. 登録希望のインボイスの発行枚数
59. 登録希望のインボイスの発行枚数	60. 登録希望のインボイスの発行枚数
61. 登録希望のインボイスの発行枚数	62. 登録希望のインボイスの発行枚数
63. 登録希望のインボイスの発行枚数	64. 登録希望のインボイスの発行枚数
65. 登録希望のインボイスの発行枚数	66. 登録希望のインボイスの発行枚数
67. 登録希望のインボイスの発行枚数	68. 登録希望のインボイスの発行枚数
69. 登録希望のインボイスの発行枚数	70. 登録希望のインボイスの発行枚数
71. 登録希望のインボイスの発行枚数	72. 登録希望のインボイスの発行枚数
73. 登録希望のインボイスの発行枚数	74. 登録希望のインボイスの発行枚数
75. 登録希望のインボイスの発行枚数	76. 登録希望のインボイスの発行枚数
77. 登録希望のインボイスの発行枚数	78. 登録希望のインボイスの発行枚数
79. 登録希望のインボイスの発行枚数	80. 登録希望のインボイスの発行枚数
81. 登録希望のインボイスの発行枚数	82. 登録希望のインボイスの発行枚数
83. 登録希望のインボイスの発行枚数	84. 登録希望のインボイスの発行枚数
85. 登録希望のインボイスの発行枚数	86. 登録希望のインボイスの発行枚数
87. 登録希望のインボイスの発行枚数	88. 登録希望のインボイスの発行枚数
89. 登録希望のインボイスの発行枚数	90. 登録希望のインボイスの発行枚数
91. 登録希望のインボイスの発行枚数	92. 登録希望のインボイスの発行枚数
93. 登録希望のインボイスの発行枚数	94. 登録希望のインボイスの発行枚数
95. 登録希望のインボイスの発行枚数	96. 登録希望のインボイスの発行枚数
97. 登録希望のインボイスの発行枚数	98. 登録希望のインボイスの発行枚数
99. 登録希望のインボイスの発行枚数	100. 登録希望のインボイスの発行枚数

13

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

1. 事業者の基本情報	2. 代表者の基本情報
3. 事業内容	4. 登録希望の業種
5. 登録希望の有効期限	6. 登録希望の消費税の課税方法
7. 登録希望のインボイスの発行方法	8. 登録希望のインボイスの発行時期
9. 登録希望のインボイスの発行金額	10. 登録希望のインボイスの発行枚数
11. 登録希望のインボイスの発行枚数	12. 登録希望のインボイスの発行枚数
13. 登録希望のインボイスの発行枚数	14. 登録希望のインボイスの発行枚数
15. 登録希望のインボイスの発行枚数	16. 登録希望のインボイスの発行枚数
17. 登録希望のインボイスの発行枚数	18. 登録希望のインボイスの発行枚数
19. 登録希望のインボイスの発行枚数	20. 登録希望のインボイスの発行枚数
21. 登録希望のインボイスの発行枚数	22. 登録希望のインボイスの発行枚数
23. 登録希望のインボイスの発行枚数	24. 登録希望のインボイスの発行枚数
25. 登録希望のインボイスの発行枚数	26. 登録希望のインボイスの発行枚数
27. 登録希望のインボイスの発行枚数	28. 登録希望のインボイスの発行枚数
29. 登録希望のインボイスの発行枚数	30. 登録希望のインボイスの発行枚数
31. 登録希望のインボイスの発行枚数	32. 登録希望のインボイスの発行枚数
33. 登録希望のインボイスの発行枚数	34. 登録希望のインボイスの発行枚数
35. 登録希望のインボイスの発行枚数	36. 登録希望のインボイスの発行枚数
37. 登録希望のインボイスの発行枚数	38. 登録希望のインボイスの発行枚数
39. 登録希望のインボイスの発行枚数	40. 登録希望のインボイスの発行枚数
41. 登録希望のインボイスの発行枚数	42. 登録希望のインボイスの発行枚数
43. 登録希望のインボイスの発行枚数	44. 登録希望のインボイスの発行枚数
45. 登録希望のインボイスの発行枚数	46. 登録希望のインボイスの発行枚数
47. 登録希望のインボイスの発行枚数	48. 登録希望のインボイスの発行枚数
49. 登録希望のインボイスの発行枚数	50. 登録希望のインボイスの発行枚数
51. 登録希望のインボイスの発行枚数	52. 登録希望のインボイスの発行枚数
53. 登録希望のインボイスの発行枚数	54. 登録希望のインボイスの発行枚数
55. 登録希望のインボイスの発行枚数	56. 登録希望のインボイスの発行枚数
57. 登録希望のインボイスの発行枚数	58. 登録希望のインボイスの発行枚数
59. 登録希望のインボイスの発行枚数	60. 登録希望のインボイスの発行枚数
61. 登録希望のインボイスの発行枚数	62. 登録希望のインボイスの発行枚数
63. 登録希望のインボイスの発行枚数	64. 登録希望のインボイスの発行枚数
65. 登録希望のインボイスの発行枚数	66. 登録希望のインボイスの発行枚数
67. 登録希望のインボイスの発行枚数	68. 登録希望のインボイスの発行枚数
69. 登録希望のインボイスの発行枚数	70. 登録希望のインボイスの発行枚数
71. 登録希望のインボイスの発行枚数	72. 登録希望のインボイスの発行枚数
73. 登録希望のインボイスの発行枚数	74. 登録希望のインボイスの発行枚数
75. 登録希望のインボイスの発行枚数	76. 登録希望のインボイスの発行枚数
77. 登録希望のインボイスの発行枚数	78. 登録希望のインボイスの発行枚数
79. 登録希望のインボイスの発行枚数	80. 登録希望のインボイスの発行枚数
81. 登録希望のインボイスの発行枚数	82. 登録希望のインボイスの発行枚数
83. 登録希望のインボイスの発行枚数	84. 登録希望のインボイスの発行枚数
85. 登録希望のインボイスの発行枚数	86. 登録希望のインボイスの発行枚数
87. 登録希望のインボイスの発行枚数	88. 登録希望のインボイスの発行枚数
89. 登録希望のインボイスの発行枚数	90. 登録希望のインボイスの発行枚数
91. 登録希望のインボイスの発行枚数	92. 登録希望のインボイスの発行枚数
93. 登録希望のインボイスの発行枚数	94. 登録希望のインボイスの発行枚数
95. 登録希望のインボイスの発行枚数	96. 登録希望のインボイスの発行枚数
97. 登録希望のインボイスの発行枚数	98. 登録希望のインボイスの発行枚数
99. 登録希望のインボイスの発行枚数	100. 登録希望のインボイスの発行枚数

14

免税事業者の注意点

対事業者向けの販売・サービスを提供している事業者については、取引から除外されるケースも考えられますので、適格請求書発行事業者の登録を検討する必要があります。

登録する場合には簡易課税制度の適用についても検討することになります。

15



用地補償総合コンサルタント

特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査
環境アセスメント・都市開発総合計画



株式会社

産業工学研究所

本 社 大阪市西区立売堀3-1-14
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

奈良営業所 TEL 0742-30-2105
和歌山営業所 TEL 073-402-1581
京都営業所 TEL 075-353-9515
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町251
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369

東京支社 神奈川県川崎市多摩区登戸3185
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

東京営業所 TEL 03-3364-6450
横浜営業所 TEL 045-909-5270

九州支社 長崎県佐世保市矢峰町90-4
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

あらゆる補償業務を
一貫してお受けします。

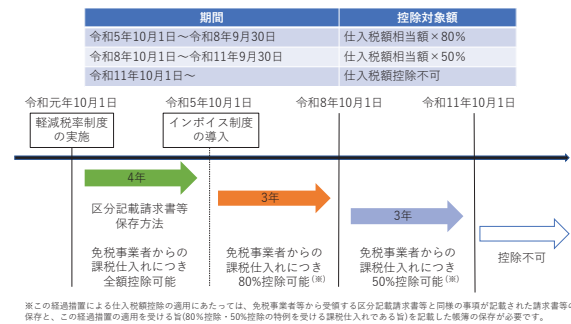
当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けできるシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムーズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証の正確さの両面で信頼を得ています。

それは経験豊富なスペシャリスト集団の自由な発想と即応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極的に取り組んでいるからです。

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

一定期間は免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の事項が記載された帳簿および請求書等を保存していれば、部分的に仕入税額控除が可能です。(次頁参照)。しかし一定期間後は仕入税額控除が一切できなくなります。

16



17

適格請求書発行事業者の登録や簡易課税制度を検討

免税事業者から仕入れ等を行う取引先は、前記一定期間内であっても、仕入税額控除が一部出来なくなります。対事業者向けに販売等を行っている場合は適格請求書発行事業者にならないと、消費税額分の値引きを要求される可能性や、取引から除外される可能性があるため注意が必要です。

そのため、課税売上高が1,000万円を超えない事業者であっても、適格請求書発行事業者登録を行うことが求められる可能性があります。その場合に簡易課税制度が有利になるケースも多いと思いますので、課税方式の有利不利判定をしなければなりません。

18

インボイス制度の影響を受ける主な職業

俳優、映画監督、脚本家、カメラマン、ディレクター、構成作家、編集者、アニメーター、芸人、アーティスト、小説家、漫画家、翻訳家、校正者、ライター、デザイナー、イラストレーター、スタイリスト、ヘアメイク、Webデザイナー、ITエンジニア、ミュージシャン・音楽家、コンサート・ライブスタッフ、ハンドメイド作家、**大家(居住用除く)**、プロスポーツ選手、スポーツトレーナー、インストラクター、ダンサー、**マッサージ師**、**ネイリスト**、コンサルタント、**一人親方**、**個人タクシー**、**ウーバーイーツ**などの配達パートナー、**配送業者(赤帽など)**、**シルバー人材センター**で働く高齢者、**伝統工芸**などの職人、**農家(農協、市場以外と取引がある人)**、**日雇い労働者**、**駐車場経営者**、**スナック**などの**飲食店・商店の事業者**、ヤクルトレディ、フリマサイトや手作り通販サイトの出品者、内職、クラウドワーカー、今は存在しない新しい仕事に関わる人など

※年収1,000万円以下の人が対象

(出典：インボイス制度を考えるフリーランスの会 HPより抜粋)

19

Question1

不動産所得の事業者の消費税調査について教えてください。

不動産所得の生ずる事業者(大家)で収入金額が1,000万円を超えているにもかかわらず、聞き取りでは、消費税を支払ったこと(納税義務)がないと言われるのですが何故でしょうか? その場合に何を確認すればよいのでしょうか?

20

消費税の納税義務が生ずるのは、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合です。不動産所得は、居住用不動産の賃貸(借家・アパート・マンション)や土地の貸付なども考えられ、これらの収入は消費税の非課税となるため、仮に収入金額が1,000万円を超えていても、課税売上高が1,000万円を超えていないとは、限らないからです。そのことは、収支内訳書(不動産所得用)や青色申告決算書(不動産所得用)で確認することができます。P.27の収支内訳書によると賃貸料の合計額は、13,800,000円で1,000万円を超えています。そこで、内訳を調べる必要があります。不動産所得の収入の内訳欄によると住宅用900万円(非課税)と事務所用480万円(課税)となっていますので、課税売上高は、1,000万円以下と判断することができます。

21

令和0年分の所得税及び確定申告書B (FA2201)

住所: 〇〇市×町 氏名: 松山 太郎

収入金額: 13,800,000

支払金額: 8,000,000

所得金額: 5,800,000

課税所得金額: 5,800,000

課税額: 1,160,000

支払税額: 1,160,000

還付金: 0

納税済額: 1,160,000

未納税額: 0

確定申告済額: 1,160,000

確定申告未済額: 0

確定申告済率: 100%

22

令和0年分収支内訳書(不動産所得用) (FA2206)

住所: 〇〇市×町 氏名: 松山 太郎

収入金額: 13,800,000

支払金額: 8,000,000

所得金額: 5,800,000

課税所得金額: 5,800,000

課税額: 1,160,000

支払税額: 1,160,000

還付金: 0

納税済額: 1,160,000

未納税額: 0

確定申告済額: 1,160,000

確定申告未済額: 0

確定申告済率: 100%

23

また、個人事業者が課税期間を1か月ごとに短縮する場合には、1月1日から1か月ごとに区分した各期間を一つの課税期間とすることができます。

法人が課税期間を短縮する場合には、事業年度の初日から3か月又は1か月ごとに区分した各期間を一つの課税期間とすることができます。

課税期間の特例の選択をするためには、「消費税課税期間特例
選択・変更届出書」を原則としてその適用を受けようとする短縮
に係る各期間の開始の日の前日までに納税地を所轄する税務署長
に提出することが必要です。

なお、課税期間の特例の適用を最初に受ける場合には、年又は事業年度開始の日から適用開始の日の前日までを一つの課税期間として確定申告をしなければなりません。

また、事業廃止の場合を除き、課税期間の特例の適用を受けた日から2年間は、課税期間の特例の適用をやめると、又は3か月ごとの課税期間から1月ごとの課税期間へ若しくは1月ごとの課税期間から3か月ごとの課税期間への変更をすることはできません。

では、何故、わざわざ課税期間を短縮するのでしょうか？「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出して課税期間を短縮しますと、納付回数が増えますし、事務負担も多くなりますから、何故？と思われる方もいらっしゃるかもしれません。輸出業者など常に消費税が還付されるような事業者は、課税期間を短縮することによって、早期に還付を受けることができるため、この制度を利用しているのです。

消費税課税期間特例 選択変更届出書

[illegible]

Question4

消費税調査表(2/2)に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無とは何のことですか？

課税事業者が課税売上げに係る消費税の額から控除する仕入控除税額を個別対応方式によって計算する場合には、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係る消費税については、原則として、課税売上割合により計算します。

しかし、課税売上割合により計算した仕入控除税額がその事業者の事業の実態を反映していないなど、課税売上割合により仕入控除税額を計算するよりも、課税売上割合に準ずる割合によって計算する方が合理的である場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することもできます。



建設コンサルタント

<https://www.naigai-eng.co.jp>

内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 池田 正

補償コンサルタント登録 補30-第150号

登録部門 土地調査／物件／営業・特殊補償／事業損失

本社 〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地

TEL : 075-933-5111(代)

＜空間調査技術部・補償課＞

TEL : 075-932-4387(ダイヤルイン)

支 社 大 阪 TEL: 06-6221-3081

東京 TEL: 03-5818-5760

岡 TEL: 092-431-2851

支店 東北 TEL: 022-217-3811

東 部 TEL: 053-5818-3766
中 部 TEL: 053-580-3870

中国四国 TEL: 082-243-4581

関連会社 内外エンジニアリング北海道(株) 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3番地(パークイースト札幌)

TEL : 011-271-8511

<https://www.naiqai-eng.co.jp/hokkaido/>

(株)内外測技

〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地

TEL: 075-924-3773

<https://www.naigai-skg.co.jp>

講演会・講習会・研修会の報告

具体的には、使用人の数又は従事日数の割合、消費又は使用する資産の価額、使用数量、使用面積の割合といったものなど、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の性質に応じた合理的なものでなければなりません。

課税売上に準ずる割合を適用する場合には、その事業者が行う事業の全部について同一の割合を適用する必要はありません。

例えば、次のような区分によりそれぞれ別の課税売上割合に準ずる割合を適用することができます。

- (1) 事業の種類の異なるごと
- (2) 事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類の異なるごと
- (3) 事業に係る事業場の単位ごと

37

これらの単位で適用を受ける場合には、一部の事業場について本来の課税売上割合を適用し、他の事業場については合理的な基準による課税売上割合に準ずる割合を適用することもできます。なお、このような場合には、適用すべき課税売上割合に準ずる割合のすべてについて税務署長の承認を受ける必要があります。

課税売上割合に準ずる割合を適用するためには、納税地を所轄する税務署に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出して、適用しようとする課税期間の末日までに税務署長の承認を受けておく必要があります。

38

本 課 税	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	☐ 有 (下記へ) ☐ 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 額」の有無及び承認割合について	☐ 有 (個別対応方式の 共用資産へ) ☐ 無 (下記へ)
		※本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税資 産である場合のみ収集する。	
		① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	円
課 税 上 割 合	補 償 用	② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	円
		③ 土地買収代金額等 (区分地上権、地役権設定代金を含む)	円
税 率	補 償 用 課 税 上 割 合 の 算 出	①	円 = %
		② ① / (② + ③)	円

39

Question5

課税売上割合の端数処理について教えてください。

「消費税法基本通達11-5-6課税売上割合については、原則として、端数処理は行わないのであるが、事業者がその生じた端数を切り捨てているときは、これを認める」と規定されています。

事業者にとって、課税売上割合を切り捨てするということは、控除対象仕入税額が少なく計算されることになるので、納税者不利となりますから課税庁サイドとしては、これを認めますという趣旨になります。

40

おかげさまで
60 周年



補償コンサルタント登録(第145号) 全8部門登録

Comprehensive consultant for land compensation

日本の国土を
支える



補償業務の新時代へ業務の迅速
化、効率化、経験に基づく徹底し
た調査と公正適格な判断を



<https://www.sanwa-sc.co.jp>

用地補償総合コンサルタント
sanwa

株式会社 三和総合コンサル

補償上は、控除できない仕入税額を補償するという立場になりますから端数処理を行わない事業者よりも切捨てしている事業者の方が補償額が多くなります。消費税申告書の付表第4-2号様式付表2-1課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の⑧欄に小数点何位切り捨てで計算したかの情報が記されています。感覚的な意見ですが、小数点以下第4位切り捨てが多いように思います。

例) $0.963448 \Rightarrow 96.34\%$

第4-2号形式
 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税別開用)

課税期間	～	～	氏名又は名称
項目	課税売上割合 X D	課税売上割合 E	課税売上割合 F
課税売上額(税抜き) ①			計1 (X+D+E)
免課税売上額 ②			
非課税資産の輸出等の金額 海外支店等へ移した資産の金額 ③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) 并 課税売上額 ⑤			
資産の譲渡等の対価の額(④+⑤) ⑥			
課税売上割合(⑥/⑤) ⑦			
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 課税仕入れに係る消費税額 ⑧			

Question6

課税売上割合95%以上かつ課税売上高5億円以下の全額控除である事業者が補償用課税売上割合の計算(土地買収代金額を分母に入れると)を行うと95%未満となる場合に個別対応方式か一括比例配分方式かの選択がありますが、どのように考えるのでしょうか？

課税売上割合95%以上かつ課税売上高5億円以下の事業者は、全額控除が可能なのですから、個別対応方式が一括比例配分方式か選択は必要ありません。しかし、補償用課税売上割合の計算の際、母母に今般、土地買取代金額を算入すると、課税売上割合が95%未満となることはレアなケースではありません。法律の建付けとしては、法30②一 個別対応方式 法30②二 一括比例配分方式の順に並んでいて、更に法30⑤では、一括比例配分方式により計算した事業者は、当該方法を2年継続して適用した後でなければ、個別対応方式により計算することはできないとする。いわゆる2年縛りのルールがあります。また、課税売上割合に準ずる割合は、個別対応方式しか採用できません。これらのことから、個別対応方式を原則として考えるのが妥当と思われます。

Question7

(個人立)診療所の消費税について教えてください。

社会保険医療等〔健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、労働者災害補償保険法、自動車損害賠償保障法等〕の規定に係る療養の給付等（療養の給付に患者の一部負担金を含む。）については、消費税の非課税とされています。医療機関（歯科を含む）での課税売上としては、差額ベッド代、前年度の金合金または白金加金の材料差額、予防接種、人工妊娠中絶、子宮がん検診、健康診断（健康診断書作成を含む）、その他の自由診療（美容整形、近視矯正手術、歯科自由診療（歯列矯正・インプラント・メタルボンド・金属床義歯等））などがあります。したがって、診療所の主たる売上高は、消費税の非課税となります。消費税は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合に、免税事業者となるので、非課税売上金額の多寡は影響しません。

(個人立)診療所で消費税の免税事業者であることを裏付ける資料としては、青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》があります。次ページのサンプルによると上段の社会保険診療報酬38,921,860円は、消費税の非課税取引となり、下段の一般の自由診療8,620,260円は、消費税の課税取引となります。したがって、課税売上高は1,000万円以下であるので免税事業者となります。

令和 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表(課税及償扣額計算用)

税務年度 年 月 日

法人番号 〇〇 〇〇 〇〇

業 種 主 業 第 〇

Question8

「消費税課税事業者届出書」と「消費税課税事業者選択届出書」はどう違うのですか。

両者の違いは、「選択」という字があるかないかですが、似て非なるものです。消費税の課税事業者か、免税事業者かを判定する期間として「基準期間」と「特定期間」があります。基準期間は前々事業年度の1年間です。特定期間は前年事業年度の前半6ヶ月間です。

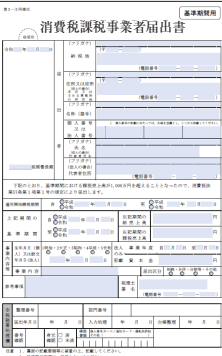
基準期間又は特定期間の課税売上高が1,000万円を超えると、消費税を納める課税事業者となります。

「消費税課税事業者届出書」は、基準期間や特定期間の課税売上高が1,000万円を超え、免税事業者でなくなった場合に提出する書類です。提出期限はなく、速やかに提出しなければなりません。また、届出の有無で課税関係が変わるわけではありません。

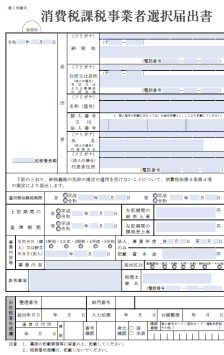
「消費税課税事業者選択届出書」は、基準期間や特定期間の判定に関係なく、納税者の意思で、免税事業者であるにもかかわらず、課税事業者となることを選択する場合に提出する書類です。例えば、多額の設備投資などを予定しており、売上に係る消費税よりも仕入税額(控除できる消費税)が大きく、消費税の還付を受けることができる場合、あえて課税事業者となるために届出書を提出します。この届出は、適用しようとする課税期間の開始前日までに提出しなければ、適用を受けることができません。

また「消費税課税事業者選択届出書」で課税事業者を選択すると、最低2年間は継続して適用しなければなりません。この間に消費税を支払う可能性もあるので、慎重な判断が求められます。

49



50



52

Question9

宗教法人の消費税について教えてください。

宗教法人(消費税法別表第三に掲げる法人に該当)の消費税調査に関してご質問を多数頂戴します。確かに宗教法人の税務は馴染みがないですね。固定資産税などのように非課税のイメージが強いのではないかと思います。消費税については、宗教法人にも納税義務があります。したがって、免税事業者に該当する場合を除き、課税資産の譲渡等を行えば納税義務を負うことになります。次頁の表に宗教法人の行う主な事業についての消費税の課税関係をまとめましたので参考にして下さい。

54

なお、観光客が何万人と訪れるような寺社仏閣は別として、小規模な場合ですと免税事業者に該当するケースが多いと思われます。表にあるとおり、駐車場や幼稚園の経営、結婚式、披露宴を行っている場合、美術館、博物館、資料館、宝物館を有している場合など課税売上が生ずることとなりますので注意が必要です。

55

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
イ 葬儀、法要に伴う収入(戒名料、お布施、玉串料等)	不課税
ロ お守り、お札、おみくじ等の販売	不課税
ハ 絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
ニ 永代使用料を受領して行う墳墓地の貸付け	土地の貸付けに係るものは非課税
ホ 墓地、霊園の管理料	課税
ヘ 駐車場の経営	課税
ト 土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし、住宅の貸付けは非課税
チ 宿泊施設(宿坊等)の提供(1泊2食、1,500円以下)	不課税
リ 神前結婚、仏前結婚の挙式等の行為	
a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税

56

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

事業の内容	課税、不課税等の別
ヌ 幼稚園の経営等	
a. 幼稚園の経営	保育料・入園料・入園検定料・施設設備費等は非課税
b. 制服、制帽等の販売	課税
c. ノート、筆記用具等文具の販売	課税
ル 常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課税
ヲ 新聞、雑誌、講話・法話集、教典の出版、販売	課税
ヱ 茶道、生花、書道等の教授	課税
カ 拝観料	不課税

- 注1 不課税とはそのものの性質上消費税の課税の対象とならないものをいい、非課税とは本来的には消費税の課税の対象となるものですが社会政策的見地等から課税されないものをいいます。
- 2 イ、ロ、チ、カについては、原則として不課税です。
- 3 ハの「絵画、ろうそく、供花」の販売のうち、参詣に当たって神前・仏前等に献げるために下賜するものの頒布は不課税です。
- 4 上記事業のうち不課税となる事業収入は、特定収入に該当します。

57

令和3年版

宗教法人の税務

——源泉所得税・法人税・地方法人税・消費税——



58

Question10

労働組合の消費税について教えてください。

労働組合とは、労組法上、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体のことを言います。

法人格のある労働組合は、消費税法別表第三に掲げる法人に該当します。また、法人格のない労働組合は、人格のない社団等に該当します。いずれの場合も国等のフローチャートを用いることになります。

59

労働組合においても、事業者として、国内において課税資産の譲渡を行う場合には、消費税の納税義務者となります。

労働組合は、執行部の受託責任解除のために会計報告という手続きを行わなければなりません。公認会計士等の監査を行い、監査報告書を添付して組合員に公表しなければなりません。一般的に消費税については、免税事業者となることが多いようです。その場合、収支計算書を収集するとよいでしょう。

60

▼消費税簡易課税制度選択届出書 第1号様式

61

▼消費税簡易課税制度選択不適用届出書 第25号様式

63



総合建設コンサルタント
株式会社 西播設計



西播設計HP

登録部門 [全8部門]：土地調査/土地評価/物件/営業・特殊補償
機械工作物/事業損失/補償関連/総合補償

所属団体：(一社) 日本補償コンサルタント協会/ (公社) 日本測量協会
(一社) 兵庫県測量設計業協会/ (一社) 全国地質調査業協会
(一社) 建設コンサルタンツ協会

～本社～

〒679-4161

兵庫県たつの市龍野町日山229番地1

TEL...0791-63-3796 FAX...0791-63-0355

URL...<https://www.seiban-sekkei.co.jp>

～支店～

大阪支店/京都支店/福井支店/神戸支店
/姫路支店/但馬支店/滋賀支店

～営業所～

奈良営業所/和歌山営業所/淡路営業所



弊社は、自然と人・社会の融合による
まちづくりを目指します。

代表取締役 永井晴夫

講演会・講習会・研修会の報告

▼消費税課税事業者選択届出書 第1号様式
消費税課税事業者選択届出書

65

▼消費税課税事業者不適届出書 第2号様式
消費税課税事業者不適届出書

67

▼消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 第5号様式
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

69

▼法人設立届出書 令和2年6月改正

71

創業49年 用地補償の総合コンサルタント

補償コンサルタント登録(第475号)

登録部門 物件／機械工作物／営業補償・特殊補償／事業損失／補償関連／総合補償

株式会社 アイテクノ

<http://www.aitecno.com/>

本 社	〒532-0011	大阪市淀川区西中島 6丁目7番8号(大昭ビル)	TEL(06)6889-4551 FAX(06)6305-8201
京都事務所	〒621-0826	亀岡市篠町篠上西裏9	TEL(0771)21-2267 FAX(0771)21-2268
奈良事務所	〒630-8237	奈良市中筋町16-2-403	TEL(0742)20-5351 FAX(0742)20-5352
和歌山事務所	〒640-8214	和歌山市寄合町30-201	TEL(073)425-1660 FAX(073)425-1661
兵庫事務所	〒666-0015	川西市小花2-7-5-801	TEL(072)756-6526 FAX(072)756-6527
滋賀事務所	〒520-0032	大津市観音寺12-34-202	TEL(077)526-8120 FAX(077)526-8121

[illegible][illegible]

74

[illegible]

76

[illegible]

78

[illegible]

80

[illegible]

82

ご清聴ありがとうございました。
Thank you for your attention

令和5年度 第1回実務研修会

近畿地方整備局用地部

用地補償・土地調整管理官 上枝 新治
用地企画課 課長補佐 堀田 徹也
用地補償課 補償基準係長 長縄 和樹
用地補償課 課長補佐 林 広志

令和5年6月7日（水）に第1回実務研修会を開催しました。

昨年度に引き続き、近畿地方整備局用地部の講師陣をお迎えして「たかつガーデン」で実施しました。昨年度は、コロナ禍で3名掛け椅子を2名分使用としましたので、179名（会員 164名、非会員 15名）の参加でしたが、今年度は、3名掛け席を3名分使用できたことにより、214名（会員 187名、非会員 27名）と非常に多くの方に参加していただきました。

研修内容についてですが、

上枝用地補償・土地調整管理官からは、

「人口減少社会に対応して土地政策を再構築」ということで、平成30年～令和5年にかけて、土地利用の適正な利用を進める観点から、土地基本法改正をはじめとして民事基本法制の見直し、所有者不明土地法の改正などの具体的な説明がありました。

また、「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」という新たな施策についての説明がありました。

さらに、地域づくりを支える新たなプラットフォームとして「土地政策推進連携協議会」にて行政機関・業界団体など関係機関がネットワーク化し、情報共有や市町村の地域づくり等を支援していくとの説明がありました。

堀田用地企画課課長補佐からは、

あくまでも近畿地方整備局用地部の業務発注であるとの前提のもと、

1. 業務発注方式について
2. 入札説明書及び様式の改定について
3. 仕様書、積算基準の改定予定について
4. その他

の順番で説明がありました。

2. については、簡易公募型で総合評価落札方式により入札契約手続きを行う業務の提出書類である技術提案書の「実施方針」の改定の背景・内容が詳細に説明されました。

また、3. について、用地補償総合技術業務等の改定の検討状況と方向性の説明がされました。

最後に、過去に補償コンサルタント協会からの意見要望が積算基準等の改定に反映された事例もあることから、今後も補償コンサルタント協会を通じて情報提供していただきたい旨の話がありました。

長縄用地補償課補償基準係長からは、

「令和5年度 補償基準等の改正について」と題して、

1. 石綿調査算定要領の一部改正
2. 地盤変動影響調査算定要領の一部改正
3. 「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消



上枝用地補償・
土地調整管理官



用地企画課
堀田課長補佐



用地補償課
林課長補佐



用地補償課
長縄補償基準係長

費税の取扱いについて」の一部改正

4. その他

の順番で説明がありました。

4. については、国土交通省本省が主導して進めている補償基準見直し「アクションプラン」での検討状況の説明がありました。

林用地補償課課長補佐からは、

「令和5年度近畿用対連補償算定標準書について」と題して、

1. 令和5年度補償算定標準書の主な改正点

- ・石綿除去を含む解体工事費の新単価の設定

及び新単価適用に際しての留意事項

- ・日本なし（幸水）の記載削除
- ・動産移転料算定における6 t 車の記載削除などの説明がありました。

近畿地方整備局用地部の講師の皆様には大変お忙しい中、4名も来ていただき、大変感謝しておりますが、たくさんの方に参加していただいている研修会ですので、来年度も内容等もより充実させて継続していきたいと考えています。

（敬称略・文責 事務局）



親睦委員会便り

令和5年度上期編

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

親睦委員会 委員長 永井 晴夫

会員の皆様には、近畿支部の親睦委員会事業にご協力頂きありがとうございます。

令和5年度上期における会員親睦会事業は、コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行になり、以前の社会へと急激に戻りつつある中で、第72回JCC親睦互留歩大会、第17回魚（イサギ）釣り大会を開催することができました。

今後も会員親睦事業については、依然としてコロナウイルスの脅威が消えたわけではありませんので、適切な感染対策を取りつつ、行っていききたいと思います。

以下に第72回JCC親睦互留歩大会、第17回魚（イサギ）釣り大会について担当委員から報告させていただきます。

1. 第72回JCC親睦互留歩大会

親睦委員会 委員 今中 康生

春の親睦ゴルフコンペについて、ご報告させていただきます。4月20日（木）、チェリーヒルズゴルフクラブ（三木市）にて、4組16名で開催いたしました。朝9時を過ぎても深い霧に覆われていて、「ホントに晴れるのかなあ〜」と心配しておりましたが、午後には汗ばむような陽気に包まれて、むしろバテそうでした。桜の時期は外れておりましたが、緑豊かな好天で良かったように思います。

前回はツルツルの高速グリーンでしたが、穏やかになっていて安心しました。これくらいで維持しておいてもらえば良いコースなのですが、時折、狂ったように仕上げて来るんですね。ご乱心もほどほどにしてもらいたいです。

現在、鉄塔の取替え工事中ということで、3コースの内、1コースが完全クローズの営業でした。電線上でウロウロ作業している光景を眺めていると、私のほうが緊張します。ほとんどを手作業でやる訳ですから、エライ仕事です。道なき道を行ったり来たり、相当な労力かと想像しますが、ゴルフ場なら多少はマシでしょうか？まあ、我らがOB球には気を付けてもらいたいと願っております。（気を付けるのは我らの方…）

さて、成績については、以下の通りでございます。ハンデ上限を増やしたにも関わらず、小生の連勝が続いております。遠慮なしですが、気まずさはあります（笑）。そろそろ、止めて頂ければ幸いに存じます。

優勝	今中康生 氏（ケンセイ）	グロス	84	／ネット	69.6
準優勝	渡部信吾 氏（ファノバ）	グロス	104	／ネット	70.4
第三位	三上洋史 氏（西播設計）	グロス	90	／ネット	75.6

次回は 10 月頃の開催を予定しています。どうぞお気軽にご参加ください。



第 72 回 JCC 親睦互留歩大会

2. 第 17 回魚釣り大会（イサギ）

親睦委員会 委員 山本 俊之

6月17日（土）に紀伊日ノ御崎で、参加者10名で恒例のイサギ釣り大会を行いました。天気は快晴、波はおだやかで絶好の釣り日和でした。朝10時過ぎには参加者全員が集合しており、出船まで時間があつたのでいつもなら写真撮影は釣りの後であったが、最初に集合写真を撮影し会費も徴収、船代を支払い、午前の便の船が帰港するのを待つ。午前の便の釣果は、釣り終えた釣り客がクーラーボックスを軽そうに持っているため、あまり釣れていないだろうとみんなで話していたら、とんでもない間違いであった。クーラーボックスの中身を見せてもらおうと、30cm以上のイサギがてんこもりでした。今年のイサギはでかいし数が釣れると期待がふくらむ。

船に乗り込み、40分くらいかけて日ノ御崎のトフという漁礁のあるポイントに着く。すでに何隻かの船は釣り始めている。船長さんの「底から7から15mです始めてください、青物が回っているので気をつけ

てください。」の掛け声で釣り始める。擬餌針が3本ついた仕掛けを繋げた鉄仮面にアミエビを7割くらい入れ、海に投げ入れ底から5mくらいまで沈める。アミエビを撒くために1、2回、竿を上下にしゃくる。仕掛けが撒かれたアミエビの中に紛れ込むようにリールを2m巻き上げタナに合わせる。そこであたりがなければまたしゃくって1、2mあげる。釣れるタナの範囲で繰り返す。しばらく待つとギューギューと竿がしなる。イサギがかかった。リールを巻き上げる、10mも巻き上げないうちにさらに大きいあたりがくる。イサギのダブルかと思った瞬間、急に竿が軽くなる。鉄仮面を上まであげてくると針がなくなっている。メジロにやられたのである。イサギをうまく釣ることができたら30cmクラスの良い型であるが、あたりがあってもあげるまでにメジロの度重なる襲撃に会い仕掛けを何個も取られる始末である。多い人では10個くらい仕掛けを取られたようである。

そんな中でも5時ころには少ない人で5匹、多い人で40弱、平均20匹のイサギを釣りました。中にはイサギを釣るのを諦め、イサギの細い仕掛けで80cmくらいのメジロを4匹も釣った強者もいました。みなさん、酔うこともなくイサギ釣りを楽しめたようです。

メジロを4匹釣った人は、港に上がってから、そのままだとクーラーボックスに入らないので、頭としゃぼを切り落として切った部分を捨てて切り身だけをなんとかクーラーボックスに納めて持って帰りました。

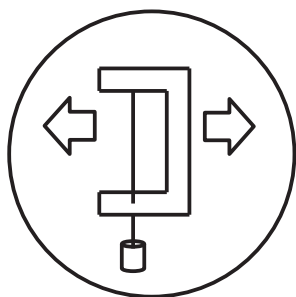
おまけ：釣ったイサギは締めて血を抜いて持って帰りましょう。船の上でイサギの目玉の少し上のあたりにナイフなどで刺します。イサギの口が全開してビクビクとなったら締まった証拠です。さらにえらの中ほどに心臓がありますので、ナイフで刺します。血が噴き出したら水に漬けて血を抜きます。しばらく置いてからクーラーボックスに入れます。魚を締めると鮮度が保て、血を抜くことで臭みが消えて非常においしくいただけます。スーパーなどで売っている魚とは比べられないおいしさです。



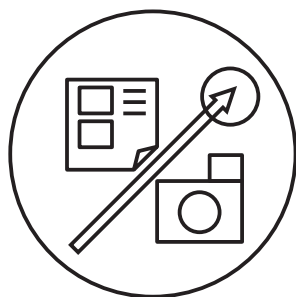
参加者集合写真



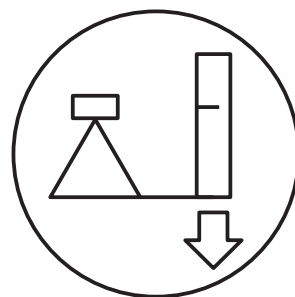
費用算定



傾斜測定



記録・撮影



水準測量

事業損失調査の専門業者です



株式会社 **ケンセイ**

本社: 〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館

TEL. 06-6323-6781 / FAX. 06-6320-3594

支部だより

(令和5年1月～令和5年6月)

支部役員会及び委員会の動き

◆令和4年度 第9回 役員会(令和5年1月20日 開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第6回理事会(1/16・集合)報告
- ② 第2回研修委員会(12/20・集合+Web)報告

2. 支部委員会報告

(1) 総務委員会

- ① 第1回委員会(12/20・集合)報告

(2) 研修委員会

- ① 独禁法講習会(2/27)予定

(3) 補償システムIT委員会

- ① メーリングリストを作成。

(4) 企画・広報委員会

- ① 第3回委員会(2/7)予定

3. その他

- ① 府県等への要望活動について
- ② 大阪府の財産評価審査会委員(一級建築士)の協会推薦
- ③ 奈良県への回答(談合情報)について
- ④ HPのリニューアルについて
- ⑤ 土地評価業務での事例収集と不動産鑑定士協会との問題

◆令和4年度 第10回 役員会(3月14日開 催・集合+Web)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第2回固定資産家屋評価補助業務受託分科会(3/9・集合)報告
- ② 第3回研修委員会(3/7・Web)報告
- ③ 第3回企画・広報委員会(3/8・集合+Web)報告

“人”だけでなく“地球”に優しい環境空間の創造

— 限りある資源をより良く活かし、次世代に明るい未来を —



“ISO9001”・“ISO14001”・“ISO27001”・“ISO45001” 認定取得



本社	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦 1030 番地	TEL (0748) 46-2336 (代)
京都支社	京都府福知山市篠尾新町一丁目 56 番地の 1	TEL (0773) 22-8866 (代)
大阪支社	大阪府高槻市西真上一丁目 27 番 3 号	TEL (072) 683-0028 (代)
西日本支社	兵庫県姫路市西夢前台二丁目 49 番地	TEL (079) 267-0456 (代)

2. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ① 独禁法講習会及び第4回実務研修会(2/27)報告

(2) 補償業務委員会

- ① 第5回委員会(2/16・集合+Web)報告

(3) 企画・広報委員会

- ① 第3回委員会(2/7・集合+Web)報告

(4) 親睦委員会

- ① 第72回親睦ゴルフ(4/20)予定

3. その他

- ① 防衛省で実施する業務の競争参加資格について
- ② 令和5年度予算(案)について

- ③ 第47回近畿支部総会(5/19)について

- ④ R5 奈良県補償金適正審査会委員

- ⑤ R5 奈良県県土マネジメント部所管事務における専門家の推薦

◆令和5年度 第1回 役員会(4月13日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第7回理事会(3/29・Web)報告
- ② 第3回総務委員会(3/22・Web)報告
- ③ 第3回補償業務委員会(3/16・Web)報告
- ④ 第2回固定資産家屋評価補助業務受託分科会(3/9・集合)報告

用地補償コンサルタント

株式会社 公共補償設計

■登録部門■

物件部門

- 建物・工作物の調査
- 移転可能・不可の分類
- 移転方法・移転先の検討 等

事業損失部門

- 日照・騒音・地盤変動等の調査
- 家屋等の工事前調査
- 家屋等の工事後の被害調査 等

営業補償

特殊補償部門

- 営業廃止・休止・縮小の調査
- 仮営業所設置の検討
- 災害調査 等

補償関連部門

- 意向調査・生活再建調査
- 補償説明 等

機械工作物部門

- 機械自体の調査
- 周辺関連機能の調査
- 移設の可否・新設の検討 等

■本社	〒648-0093 和歌山県橋本市慶賀野 280-1 森ビル 3F	TEL 0736-26-7011 FAX 0736-26-7012
■大阪営業所	〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 7-6-17 東邦ビル 4F	TEL 06-6345-3339 FAX 06-6136-3199
■奈良営業所	〒633-0062 奈良県桜井市栗殿 1029-5 吉本ビル 202	TEL 0744-47-2086 FAX 0744-47-2087

支部だより

2. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ① 第1回実務研修会(6/7・たかつガーデン)近畿地整用地部講師

(2) 企画・広報委員会

- ① 委員会で支部報に関するアンケートを徴収しており、委員会で詰めた後、報告。

3. その他

- ① 令和5年度第47回近畿支部通常総会(5/19)
 - ・決算報告書報告
- ② 共通科目研修(5/24～26)カリキュラム
- ③ 近畿用対連から連絡
 - ・9/6(水)用対連専門科目研修

◆令和5年度 第2回 役員会(5月19日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 令和5年度 第1回総務委員会(5/15・Web)報告

2. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ① 第1回研修委員会(5/29・集合)予定

(2) 補償業務委員会

- ① 第1回委員会(5/10・集合)報告

(3) 補償システムIT委員会

- ① 第1回 補償システムIT委員会(5/12・集合)報告
 - ・システム操作技術研修会
 - ・現地調査時に使用している測量機器等のアンケート結果をもとに検証

(4) 企画・広報委員会

- ① 支部報第80号について

(5) 親睦委員会

- ① 第1回親睦委員会(5/18・集合)報告
 - ・6/17 魚(イサギ)釣り、7/8 イカ釣り、11/4 ハイキング予定

3. その他

- ① 総会・講演会・懇親会のシナリオ等確



株式会社 平和 ITC

Heiwa International Total Consultant

代表取締役 周 文

代表取締役 山本 武

本社／〒918-8026 福井県福井市湊1丁目1704番地 TEL(0776)36-5267 FAX(0776)36-6520
大阪支店／〒534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目1番17号 TEL(06)6354-2386 FAX(06)6354-2382
東京支店・奈良営業所・兵庫営業所・京都営業所・和歌山営業所・滋賀営業所

認

- ② 用対連研修講師
- ③ 会員名簿
- ④ 会員の退会：アスロード 5月末予定
- ⑤ 標準補償算定システム年度更新申込状況

(3) 企画・広報委員会

- ① 近畿支部要望書アンケートを例年どおり実施

(4) 親睦委員会

- ・魚釣り(6/17)、イカ釣り(7/8)

3. その他

- ① 近畿用対連標準書(単価表)の有償貸与の申込状況
- ② 令和5年度補償業務管理士共通科目研修(5/24～5/26)→51名受講
- ③ R6年度近畿支部第48回総会 R6.5/16(木):大阪キャッスルホテル
- ④ 用対連研修講師 9/6(水):物件:新洲 宮島氏、営業:三和総合 酒井氏
- ⑤ R3 近畿企業属性
- ⑥ 西日本ブロック会議 9/21(木)

◆令和5年度 第3回 役員会(6月13日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第1回理事会(5/22・集合)報告

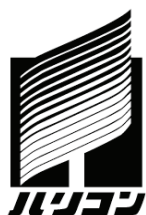
2. 支部委員会報告

(1) 研修委員会

- ① 第1回研修委員会(5/29・集合)報告
- ② 6/7 実務研修会報告

(2) 補償業務委員会

- ① 第2回 補償業務委員会(6/29・集合)予定



建設コンサルタント・補償コンサルタント
測量業務・土木設計・補償業務・不動産登記

株式会社 播磨設計コンサルタント

本 社/〒675-0017 加古川市野口町良野1580番地

T E L /079-423-5155 F A X /079-423-5188

支 店/神戸・姫路・但馬

営業所/福知山・滋賀・奈良

U R L /<https://www.haricon.co.jp>

講演会・講習会・研修会等の開催

会員の資質の向上をめざし、各種講演会・講習会・研修会を開催しています。

1. 令和4年度 第3回実務研修会

日 時：令和5年1月27日（金）

会 場：Web 方式（Zoom 使用）

テ ー マ：「用地補償従事者のための消費税

インボイス制度について・消費税調査Q & A」

講 師：有限会社タクザス・田原明税理士事務所 税理士 田原 明 氏

受 講 者：会員 90 名

2. 令和4年度 独占禁止法講習会

日 時：令和5年2月27日（月）

会 場：Web 方式（Zoom 使用）

テ ー マ：「独占禁止法の遵守に向けて」

講 師：公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所

総務課 江村 玲奈 氏

受 講 者：会員 35 名、非会員 6 名 合計 41 名

－Do Our Best!－

建設コンサルタント・測量業・地質調査業・補償コンサルタント

一級建築士事務所



MSA-QS-4525

MSA-ES-1668

ISO 9001 : 2015 認証取得

ISO 14001 : 2015 認証取得

(本社・支店取得)



MS

CM024



ISO/IEC 27001 : 2013認証取得

(本社・支店取得)



ISMS

ISIR016

正和設計株式会社

代表取締役

田中 英幸

本 社 〒520-0806

滋賀県大津市打出浜3番7号

TEL. 077(522)3124 FAX. 077(524)6732

<https://seiwa-cc.co.jp>

3. 令和4年度 第4回実務研修会

日 時：令和5年2月27日（月）

会 場：Web方式（Zoom使用）、DVD視聴

テ ー マ：「建物移転補償の実務」

受 講 者：会員 32名、非会員 6名 合計 38名

4. 令和5年度 第1回実務研修会

日 時：令和5年6月7日（水）

会 場：大阪府教育会館「たかつガーデン」

テーマ及び講師：

1. 最近の情勢について

講師：近畿地方整備局用地部 用地補償・土地調整管理官 上枝 新治 氏

2. 令和5年度 業務発注について

講師：近畿地方整備局 用地部 用地企画課 課長補佐 堀田 徹也 氏

3. 令和5年度 補償基準の改正について

講師：近畿地方整備局 用地部 用地補償課 補償基準係長 長縄 和樹 氏

4. 令和5年度 近畿用対連補償算定標準書について

講師：近畿地方整備局 用地部 用地補償課 課長補佐 林 広志 氏

受 講 者：会員 187名、非会員 27名 合計 214名

確かな**技術** 新しい**知識** 豊富な**実績** 燃える**情熱**



土木調査・設計・測量

(株)エントコンサルタント

代表取締役 **園田純也**

本社：〒677-0015 兵庫県西脇市西脇205 TEL 0795-22-2219(代)

FAX 0795-23-3461

HPアドレス <https://www.entaconsul.co.jp> Eメール nishiwaki-info@entaconsul.co.jp

神戸支店・姫路支店・但馬支店・京都営業所・中丹営業所・奈良営業所・加東営業所

会 員 親 睦 行 事

会員相互の交流と情報交換を目的に各種親睦行事を企画開催しています。

1. 第72回JCC親睦互留歩大会

日 時：令和5年4月20日（木）
場 所：チェリーヒルズゴルフクラブ（兵庫県三木市）
参 加 者：16名

2. 第17回魚釣り（イサギ）大会

日 時：令和5年6月17日（土）
場 所：和歌山県日ノ御埼沖
参 加 者：10名

3. 第11回イカ釣り大会

日 時：令和5年7月8日（土）
場 所：兵庫県香美町香住区
参 加 者：8名

補 償 業 務 管 理 士 資 格 研 修 ・ 講 習 会 等

1. 令和5年度 補償業務管理士登録更新・講習会が下記日程で開催されます。

日 時：令和5年9月29日（金）
会 場：新梅田研修センター
大阪市福島区福島6-22-20
（06）4796-3371

2. 令和5年度 補償業務管理士検定（筆記）試験が下記日程で開催されます。

日 時：令和5年10月22日（日）
会 場：新梅田研修センター
大阪市福島区福島6-22-20
（06）4796-3371

令和5年度補償業務管理士研修及び試験実施要領

項目	内容等
共通科目研修	全国10支部で実施(令和5年5月下旬)
専門科目研修	本部(東京)で実施(令和5年6月下旬～7月下旬) ※物件部門については、Web配信によるオンデマンド方式により実施
筆記試験	筆記試験の実施(令和5年10月22日(日)全国10支部) 筆記試験問題公表(実施後協会ホームページに掲載) 筆記試験の合否決定(令和5年12月上旬) 筆記試験の合格者等の公表(協会ホームページに掲載)
口述試験	口述試験の実施(本部) (大阪:令和6年2月27日～3月1日、東京:3月4日～8日) 口述試験の合否決定(令和6年3月下旬) 口述試験の合格者の公表(協会ホームページに掲載)
総合補償部門	専門科目研修(令和5年6月下旬 本部で実施) 筆記試験(未登録部門)の実施(令和5年10月22日(日)全国10支部) 筆記試験(論文)の実施(令和6年1月31日(水) 全国10支部) 筆記試験(論文)の合否決定(令和6年3月下旬) 筆記試験(論文)の合格者の公表(協会ホームページに掲載) 口述試験の実施(令和6年4月中旬 本部(東京、大阪)) 口述試験の合否決定(令和6年4月下旬) 口述試験の合格者の公表(協会ホームページに掲載)
登録更新講習会	講習会の実施(令和5年9月、全国10支部) 対象予定者 原則、平成30年度登録者

会員の動向

(令和5年7月末現在)

《代表者変更》(敬称略)

3-042 (一財)日本不動産研究所 近畿支社
小川 兵衛 ⇒ 門脇 英穂

3-088 (株)オオバ 大阪支店
弓場 昌治 ⇒ 野中 敏幸

7-013 (株)エイト日本技術開発 関西支社
宮本 克己 ⇒ 長谷川 健

3-083 (株)間瀬コンサルタント 大阪支店
西島 文朗 ⇒ 岩本 和也

7-030 (株)ウエスコ 関西支社
山下 作樹 ⇒ 岸本 浩基

6-194 (株)環境整備研究所
藤本 勉 ⇒ 久富 健治

3-294 (株)八州 関西支社
大寺 武在 ⇒ 辻口 和範

6-216 (株)ニュージェック
吉津 洋一 ⇒ 山林 佳弘

5-027 日本工営都市空間(株) 大阪支店
神戸 達也 ⇒ 原田 和樹

6-278 ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)
土肥 弘明 ⇒ 加藤 勇樹

4-087 (株)東洋設計 福井支店
中村 信之 ⇒ 松田 喜裕

《本社移転》

6-073 (株)三和綜合コンサル
〒535-0022
大阪市旭区新森 3-16-18



一級建築士事務所 補償コンサルタント 登記測量業

株式会社 三輝設計事務所

代表取締役社長

森 下 篤 博

一級建築士

本 社/福井県福井市和田一丁目4-10 〒918-8238
TEL 0776-27-6323(代) FAX 0776-27-6347
URL <http://www.archi3ki.jp> Email info@archi3ki.jp
支店/東京・大阪・名古屋

活用しませんか
用地交渉の
民間委託

～近畿地区の民間企業でトップクラスの受注実績！～

用地交渉専属部門をもつ補償コンサルタントです
補償コンサルタント8部門登録



事業計画・着手
用地取得マネジメント
事業認定手続き

用地取得マネジメント/用地補償総合技術業務で **NISSO** を活用してください。

このようなお悩み・ご希望はございませんか？

事業者内部のお悩み

- ・経験者が不足
- ・人員数が不足
- ・早期に開始
- ・予算処理
- ・管理が煩雑
- ・案件数が膨大
- ・内部の育成が困難
- ・異動で人員不安定
- ・対人苦手
- ・専門知識が未取得

事業者側のご希望

- ・全体の執行計画を立ててもらいたい
- ・実務を任せて管理に集中したい
- ・とにかく事業の進捗を上げていきたい
- ・年度計画と進捗・予算管理も依頼したい
- ・特殊案件の対応を提案してもらいたい



計画的・確実な
事業進捗

事業者側の
負担軽減

早期課題の
対応と解決

不動産業者
・代替物件の情報提供
・残地売却の相談・斡旋

ファイナルシャル
プランナー
・ライフプラン
・キャッシュフロー

各種工事業者
・建物、外廻り等の工事見積と施工
・解体、減築等の工事見積と施工



建築士
・残地内の新築プラン
・一部切取による改造プラン

税理士
・特別控除に関する税金
・繰り延べに関する税金

司法書士/弁護士
・登記や相続に関する手続き
・紛争解決に向けた相談

お問い合わせはこちら

ニッソー

株式会社 **NISSO** 大阪支店



大阪府大阪市北区豊崎2丁目7番9号
TEL : 06 - 6292 - 4671

URL <https://niso-hk.co.jp>

検索ワード **NISSO 公共事業**

会 員 名 簿

(令和5年7月末現在)

会員番号	(一社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第1341号)に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第2条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
3-042	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補30第19号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	
3-119	(株) NISSO 大阪支店	補30第503号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○
6-018	(株) ファノバ	補30第540号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○
6-022	大阪エンジニアリング (株)	補30第445号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○
6-023	福田総合コンサルタント (株)	補30第13号	06-6227-0890	○	○	○	○	○	○	○	○
6-031	(株) 産業工学研究所	補30第514号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○
6-032	(株) アイテクノ	補30第475号	06-6889-4551			○	○	○	○	○	○
6-037	中央復建コンサルタンツ (株)	補30第12号	06-6160-1121	○		○	○		○	○	
6-039	(株) 技 研	補31第801号	06-6356-3666		○	○	○	○	○	○	
6-070	(株) 谷澤総合鑑定所	補31第600号	06-6208-3500		○	○		○			
6-073	(株) 三和総合コンサル	補30第145号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	○
3-088	(株) オオバ 大阪支店	補31第558号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○
3-058	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補31第566号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○
6-103	一般社団法人 近畿建設協会	補03第1590号	06-6943-8171		○	○				○	○
7-013	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補31第687号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○
3-083	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補30第492号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○
6-132	(株) 日建技術コンサルタント	補31第604号	06-6766-3900	○		○	○				
6-138	(株) ケンセイ	補30第2448号	06-6323-6781						○		
6-147	(株) 浜名技術コンサルタント	補03第1132号	06-6227-0227	○	○	○	○	○	○	○	○
7-030	(株) ウエスコ 関西支社	補30第547号	06-4393-8014	○	○	○	○	○	○	○	○
6-159	(株) 地域経済研究所	補03第1076号	06-6314-6300			○					
6-194	(株) 環境整備研究所	補03第2069号	072-631-1307			○	○	○			
6-201	写測エンジニアリング (株)	補31第1572号	06-6768-0418	○		○	○	○	○		
3-294	(株) 八州 関西支社	補04第1363号	06-6485-8150	○	○	○	○	○	○	○	○

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-207	(株) 東洋建築設計事務所	補 03 第 1088 号	06-6768-2020						○		
4-025	(株) 国土開発センター 大阪支店	補 30 第 458 号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○
6-216	(株) ニュージェック		06-6374-4901								
6-246	(株) 信栄補償設計	補 02 第 2855 号	06-6947-1130			○	○	○	○	○	
3-106	(株) UR リンケージ西日本支社	補 30 第 442 号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	
5-027	日本工営都市空間 (株) 大阪支店	補 30 第 262 号	06-4706-5511	○	○	○	○	○	○	○	○
3-529	(株) 中央クリエイト 関西支店	補 03 第 3923 号	06-6889-0015	○	○	○	○	○	○	○	○
6-266	(株) ユニオンリサーチ	補 05 第 4697 号	06-6446-1801	○	○	○	○	○	○	○	
6-267	西日本高速道路ビジネスサポート (株)	補 03 第 4918 号	06-6396-2828	○	○	○				○	○
6-270	(株) 近畿地域づくりセンター	補 02 第 5112 号	06-6941-0201	○	○	○				○	○
6-271	阪高プロジェクトサポート (株)	補 04 第 5161 号	06-6345-3000	○	○	○	○	○	○	○	○
6-272	(株) ショウエイコンサルタント	補 03 第 4528 号	06-6767-3123			○	○	○	○		
6-275	日本振興 (株)	補 04 第 1778 号	06-6648-5200	○	○	○	○	○	○	○	○
7-006	復建調査設計 (株) 大阪支社	補 30 第 190 号	050-9002-1736	○		○	○	○	○	○	○
6-277	ケーエス技建 (株)	補 02 第 2690 号	072-224-0895						○		
6-278	ジェイアール西日本コンサルタンツ (株)	補 03 第 3936 号	06-6303-6971	○	○	○				○	

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-013	内外エンジニアリング (株)	補 30 第 150 号	075-933-5111	○		○		○	○		
6-153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補 05 第 2343 号	0773-42-1039			○					
6-168	(株) 中地コンサルタント	補 03 第 2098 号	0772-72-0268	○		○					
6-189	(株) 関西総合鑑定所	補 03 第 1616 号	075-252-2367		○						
6-238	塩見測量設計 (株)	補 03 第 1595 号	0773-22-4947	○		○					

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-097	(株) 宮本設計	補 03 第 4888 号	0797-71-0431	○		○	○	○	○		
6-105	(株) サンコム	補 30 第 177 号	0791-63-1533	○		○			○		
6-106	阪神測建 (株)	補 30 第 170 号	078-360-8481	○		○		○			
6-107	(株) 西播設計	補 30 第 143 号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○
6-279	(株) ジャパックス	補 04 第 5310 号	078-277-1811	○		○			○		
6-144	(株) コンサルタント関西	補 04 第 1395 号	079-238-6222	○		○		○	○		

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 05 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○	○	
6-177	(株) KC コンサルタント	補 03 第 2033 号	078-708-8432	○	○	○	○	○	○	○	
6-245	(株) 朝日コンサル	補 02 第 2868 号	0794-63-6491	○		○					
6-258	(有) 大田建築事務所	補 03 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○
6-263	(株) エンタコンサルタント	補 31 第 665 号	0795-22-2219	○		○					
7-099	アサヒコンサルタント (株) 兵庫支社	補 05 第 1451 号	079-287-6660	○	○	○	○	○	○	○	
6-276	(株) 洸陽	補 04 第 4954 号	079-426-7780			○		○	○		

賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
0-046	(株) 兵庫不動産鑑定所	補 04 第 4955 号	079-285-3515		○						

福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-109	京福コンサルタント (株)	補 30 第 142 号	0770-56-2345	○		○		○	○		
6-116	(株) サンワコン	補 30 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○		
6-130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 30 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○		○	○		
6-140	丸一調査設計 (株)	補 30 第 270 号	0776-52-8400	○		○	○	○	○		
6-155	(株) 三愛調査事務所	補 05 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○			
6-156	(株) 平和 ITC	補 31 第 672 号	0776-36-5267	○		○	○	○	○	○	○
6-158	(株) 帝国コンサルタント	補 31 第 815 号	0778-24-0001	○		○					
6-180	(株) 若狭開発技術センター	補 03 第 1606 号	0770-53-2883	○		○			○		
6-181	(株) 川上測量コンサルタント	補 04 第 1422 号	0776-35-5566	○		○			○		
6-187	(株) アスワ測量設計	補 03 第 2051 号	0776-34-1012	○		○			○		
6-208	中央測量設計 (株)	補 31 第 873 号	0776-22-8482	○		○			○		
6-210	(株) 三輝設計事務所	補 03 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○		
6-211	(株) ワカサコンサル	補 31 第 850 号	0770-56-1175	○		○			○		
6-215	(株) 澤田調査設計	補 31 第 2556 号	0770-56-3456	○		○					
6-219	九頭龍測量 (株)	補 03 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○		
4-073	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 31 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○
4-087	(株) 東洋設計 福井支店	補 05 第 1439 号	0776-26-0510	○		○					
6-264	(株) キミコン	補 02 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○	○	
6-269	(株) アトム補償コンサル	補 04 第 4924 号	0776-50-0170	○		○	○	○	○		
6-273	富士測量設計 (株)	補 05 第 1801 号	0770-56-1511	○		○					

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-057	キタイ設計（株）	補 31 第 1548 号	0748-46-2336	○		○					
6-111	（株）新 洲	補 30 第 149 号	077-552-2094	○		○		○			
6-150	正和設計（株）	補 01 第 989 号	077-522-3124	○		○					
6-202	（株）鈴鹿設計事務所	補 31 第 654 号	077-573-3223	○		○					
6-249	近畿設計測量（株）	補 31 第 854 号	077-522-1884	○		○					

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-161	（株）たかの建築事務所	補 03 第 1342 号	0747-22-3232			○	○	○	○	○	
6-205	太洋エンジニアリング（株）	補 04 第 2264 号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○		
6-233	（株）コム建築コンサルタント	補 02 第 2716 号	0743-76-6644			○	○	○	○	○	
6-260	（株）倉田総合鑑定	補 02 第 4403 号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-052	清水不動産鑑定士事務所	補 30 第 144 号	073-422-1285		○	○		○	○		
6-164	（株）山本総合補償コンサルタント	補 04 第 1680 号	073-482-2343			○		○	○		
6-176	（株）岡本設計	補 03 第 1634 号	073-426-3151			○	○	○	○		
6-204	（株）近畿コンサルタント	補 01 第 956 号	0737-82-5332	○		○			○		
6-274	（株）公共補償設計	補 05 第 4701 号	0736-26-7011			○	○	○	○	○	



補償コンサルタント
株式会社 サ ン コ ム

代表取締役 松本靖吾

本社 〒679-4003

たつの市揖西町小神 162-6

TEL 0791-63-1533 FAX 0791-63-4179

E-mail : info@kk-suncom.co.jp



3つのCOMで社会に貢献します

Communication Computing Combination

ホームページ : <http://www.kk-suncom.co.jp>

投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

投 稿 要 領

- ・原 稿 ワード等をお願いします。
- ・締切り 随時
- ・テーマ 自由
- ・原稿料 1 テーマにつき 5,000円
- ・C P Dポイント . . . A4 1 ページにつき 1 単位を付与
- ・送付先 〒540-0026
大阪市中央区内本町1丁目2番6号（パナシアビル4F）
（一社）日本補償コンサルタント協会 近畿支部
企画・広報委員会

企画・広報委員会編集委員

担当副支部長・委員長	小笠 博幸		
副 委 員 長	杉坂 真人	林原 繁樹	
委 員	岡部 将享	澤田 常男	
（五十音順）	華井 香里	前本 利明	

編 集 後 記

日本経済が飛躍的に成長を遂げた時期は昭和 29 年 12 月（日本民主党の第 1 次鳩山一郎内閣）から昭和 48 年 11 月（自民党の第 2 次田中角栄内閣）までの約 19 年間です。この間には「オリンピック景気」、「いざなぎ景気」、「列島改造ブーム」と呼ばれる好景気が立て続けに発生しました。その後も尚国内に新しいものが次々と普及し経済が膨れ上がり、いわゆるバブル時代に入っていました。しかし時は平成に代わってどうでしょうか、バブルも崩壊し、持ち直そうにもすぐに経済は下方に向いてしまいがちになるジグザグした状態で、右肩上がりのバブル当時とは違いなんとなく先の読めない時代となり、そして令和となった現在ではコロナ禍をやっと乗り切ったところでウクライナの戦争、これによって今、グローバル社会が大きく崩れてしまいました。今後も色々と混乱の多い時代へと突き進んでいくような気がいたします。

10 年ほど前から「働き方改革」という言葉が挙げられて、国の政策として掲げられたのが一億総活躍社会というものです。「一億総活躍社会」とは、①少子高齢化という日本の構造的な問題について正面から取り組むことで歯止めをかけ、50 年後も人口 1 億を維持すること②一人ひとりの日本人誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができることと、この二つの社会実現を目指すというものです。これに伴い労働基準法の改正が徐々に行われ、改正内容の中心となっているのは平成になって多くなった「過労死」が問題になったこともあるのか、有給休暇年 5 日間の義務化、時間外労働の上限等々、何かと労働者に配慮した方向に変わってきました。私自身の経験ですが、昭和 63 年に社会人となり、その当時最初の職場で上司に言われたことが「若いうちは血尿が出るまで働け！」と言われたくらいなので、現在の労働環境も法律も、本当に良くなったなど実感します。その他にも、パワハラ、セクハラのようなコンプライアンスにも力を入れる企業も増えてきたようです。こういう今の時代に照らしてみても我々補償コンサルタントの会社の立ち位置も考えていかななくてはならないのも必然です。人材不足人手不足という困難もありますが人も育てていかななくてはなりません。最後に日本国憲法 22 条 1 項を読んでみたいと思います。

「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

会社で働く人たちもそれぞれ自分の自由意思でその会社に面接や、若しくは試験等を受けて入社したと思います。職場は、単に働いて給料を貰うことや、雇用の条件が良いとか悪いとかと言うだけの所という前に、自分がプロとして社会貢献できる活躍の場であることを覚えないのです。

「職業選択の自由」という権利があります。これは働く人の権利で、お仕事を通じてその人が社会と交わり、プロとして頼りにされ、存在感を持った心豊かな生活を送る権利のことです。是非その権利を行使していただいて、プロに成り、補償コンサルタントとしてしっかりと活躍してもらえよう願いながら、私はこれからも会社で働く人たちを支えていきたいと思います。

（M・S）



地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 3 番出口から徒歩 1 分

〒540-0026
大阪府大阪市中央区本町1丁目2番6号
(パナシアビル 4 階)
(一社)日本補償コンサルタント協会 近畿支部
企画・広報委員会

電 話 06 - 6949 - 0805
F A X 06 - 6949 - 0816